

島根県公共工事共通仕様書 施工管理基準改正箇所一覧

※改正ページは旧（改正前）ページで表示しています。

編 章	条 工 種	改正ページ
前文	前文, II, V, VII	1, 2 ページ
出来形管理基準及び規格値		
第 1 編 共通編 第 1 章 土工	第 3 節 河川・海岸・砂防・用排水路・開排水路・治山土工 2 掘削工 3 盛土工 第 4 節 道路土工 2 掘削工 3 路体盛土工 4 路床盛土工	1-2, 1-3 1-2, 1-3 1-4, 1-5 1-6, 1-7
第 3 章 無筋、鉄筋コンクリート	第 7 節 鉄筋工 4 組立て	1-6, 1-7
第 3 編 土木工事共通編 第 2 章 一般施工	第 3 節 共通の工種 12 プレテンション桁製作工(購入工)(けた橋)(スラブ桁) 13 ポストテンション桁製作工 15 PCホロースラブ製作工 16 PC箱桁製作工, PC押出し箱桁製作工 第 6 節 一般舗装工 7 アスファルト舗装工(下層路盤工)～(表層工) 8 半たわみ性舗装工(下層路盤工)～(表層工) 9 排水性舗装工(下層路盤工) 10 透水性舗装工(路盤工)(表層工) 11 グースアスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)(表層工) 12 コンクリート舗装工(下層路盤工)～(転圧コンクリート版工) 13 薄層カラー舗装工(下層路盤工)～(基層工) 14 ブロック舗装工(下層路盤工)～(基層工) 第 7 地盤改良工 7 パーチカルドレーン工 8 締固め改良工 9 固結工 第 12 工場製作工 共通 3 桁製作工 第 13 橋梁架設工 1 架設工(鋼橋) 第 14 法面工 共通 3 吹付工 6 アンカー工 第 16 浚渫工 共通 3 浚渫船運転工(グラブ浚渫船) 第 18 床版工 2 床版工	1-14, 1-15 1-14, 1-15 1-16, 1-17 1-18, 1-19 1-40～1-45 1-46～1-49 1-50～1-53 1-54, 1-55 1-56, 1-57 1-58～1-65 1-66～1-69 1-70～1-73 1-80, 1-81 1-80, 1-81 1-80, 1-81 1-94, 1-95 1-106, 1-107 1-110, 1-111 1-112, 1-113 1-118, 1-119 1-118, 1-119
第 8 編 砂防編 第 1 章 砂防えん堤	第 9 鋼製えん堤工 5 鋼製えん堤本体工(透過型)	1-148, 1-149
第 3 章 斜面对策	第 7 地下水排除工 4 集排水ボーリング工	1-152, 1-153

編 章	条 工種	改正ページ
第9編 ダム編 第2章フィルダム	第3節盛立工	
	測定箇所図	1-160, 1-161
第10編 道路編 第4章鋼橋上部	5 鋼橋架設工	
	支承工（鋼製支承）（ゴム支承）	1-184
	8 橋梁付属物工	
	落橋防止装置工	1-186, 1-187
	地覆工	1-186, 1-187
第6章 トンネル（N A T M）	5 覆工	
	覆工コンクリート工 測定箇所図	1-191

港湾・漁港漁場関係工事出来形管理基準		
	工 種	改正ページ
13. 被覆・根固工	13-2 被覆ブロック工	
	2. 被覆ブロック据付	1-259
16. 消波工	16-2 消波ブロック工	
	2. 消波ブロック据付	1-263
24. 着定基質工	24-4 石材投入工	
	1. 石材投入	1-273
25. 構造物撤去工	25-1 取壊し工	
	1. コンクリート取壊し	1-273
	25-2 撤去工	
	1. 水中コンクリート撤去	1-273
	2. 鋼矢板等切断撤去	1-274
	3. 腹起・タイ材撤去	1-274
	4. 舗装版撤去	1-274
	5. 石材撤去	1-274
	6. ケーソン撤去	1-274
7. ブロック撤去	1-274	
26. 仮設工	26-1 仮設鋼矢板工	
	1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭	1-274
	26-2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	
	1. 先行掘削	1-274
	2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	1-274

品質管理基準（案）

工 種	種別	試験区分	試験項目	改正ページ	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料 製 造 (プラント)	その他	骨材の微粒分量試験	2-1	
		その他	計量設備の計量精度	2-1	
			ミキサの練混ぜ性能試験	2-1	
	施 工	必須		塩化物総量規制	2-2
				単位水量測定	2-2
				スランプ試験	2-2
				コンクリートの圧縮強度試験	2-2
				空気量測定	2-2
				コンクリートの曲げ強度試験	2-2
	施工後試験	その他		配筋状態及びかぶり	2-3
			強度測定	2-3	
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	2-3	
	施工後試験	必須	外観検査	2-3	
3 既製杭工	施 工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	2-3	
		その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	2-4	
			鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	2-4	
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験	2-4	
4 下層路盤	材料	必須	修正 CBR 試験	2-4	
			骨材のふるい分け試験	2-4	
			土の液性限界・塑性限界試験	2-4	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	2-4	
			道路用スラグの呈色判定試験	2-4	
	その他	粗骨材のすりへり試験	2-4		
	施 工	必須	現場密度の測定	2-5	
		その他	骨材のふるい分け試験	2-5	
			土の液性限界・塑性限界試験	2-5	
			含水比試験	2-5	
5 上層路盤	材料	必須	修正 CBR 試験	2-5	
			鉄鋼スラグの修正 CBR 試験	2-5	
			骨材のふるい分け試験	2-5	
			土の液性限界・塑性限界試験	2-5	
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	2-6	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	2-6	
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	2-6	
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	2-6	
			その他	粗骨材のすりへり試験	2-6
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	2-6
	施 工	必須	現場密度の測定	2-6	
			粒度（2.36mm フレイ）	2-6	
粒度（75 μ m フレイ）			2-7		
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	2-7	
			骨材の修正 CBR 試験	2-7	
			土の液性限界・塑性限界試験	2-7	
	施 工	必須	粒度（2.36mm フレイ）	2-7	
			粒度（75 μ m フレイ）	2-7	

工 種	種別	試験区分	試験項目	改正ページ
7 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	2-8
	施工	その他	セメント量試験	2-8
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	2-8
			骨材の密度及び吸水率試験	2-8
			骨材中の粘土塊量の試験	2-8
			粗骨材の形状試験	2-8
			フィラーの粒度試験	2-8
			フィラーの水分試験	2-8
		その他	フィラーの塑性指数試験	2-8
			フィラーのフロー試験	2-8
			フィラーの水浸膨張試験	2-9
			フィラーの剥離抵抗性試験	2-9
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	2-9
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	2-9
			粗骨材のすりへり試験	2-9
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	2-9
			粗骨材中の軟石量試験	2-9
			針入度試験	2-9
			軟化点試験	2-10
			伸度試験	2-10
			トルエン可溶分試験	2-10
			引火点試験	2-10
			薄膜加熱試験	2-10
			蒸発後の針入度比試験	2-10
			密度試験	2-10
			高温動粘度試験	2-10
	60℃粘度試験	2-10		
	タフネス・テナシティ試験	2-11		
	プラント	必須	粒度 (2.36mm フルイ)	2-11
			粒度 (75 μ m フルイ)	2-11
			アスファルト量抽出粒度分析試験	2-11
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	2-11
その他		水浸ホイールトラッキング試験	2-11	
		ホイールトラッキング試験	2-11	
ラベリング試験	2-11			
舗設現場	必須	現場密度の測定	2-11	
9 転圧コンクリート	材料	その他	骨材の微粒分量試験	2-12
			骨材中の比重 1.95 の液体に浮く粒子の試験	2-12
			練混ぜ水の水質試験	2-12
	製造	その他	計量設備の計量精度	2-12
			ミキサの練混ぜ性能試験	2-12
10 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	2-13
			骨材の密度及び吸水率試験	2-13
			骨材中の粘土塊量の試験	2-13
			粗骨材の形状試験	2-13
			フィラーの粒度試験	2-13
			フィラーの水分試験	2-13

工 種	種別	試験区分	試験項目	改正ページ
10 グースアス ファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	2-13
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	2-13
			粗骨材中の軟石量試験	2-13
			針入度試験	2-14
			軟化点試験	2-14
			伸度試験	2-14
			トルエン可溶分試験	2-14
			引火点試験	2-14
			蒸発質量変化率試験	2-14
			密度試験	2-14
	プラント	必須	粒度 (2.36mm フレイ)	2-14
粒度 (75 μ m フレイ)			2-15	
アスファルト量抽出粒度分析試験			2-15	
11 路床安定処 理工	施工	必須	現場密度の測定	2-15
		その他	含水比試験	2-15
12 表層安定処 理(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定	2-15, 2-16
			含水比試験	2-16
13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	2-16
			ゲルタイム試験	2-16
14 アンカー工	施工	必須	適性試験 (多サイクル確認試験)	2-16
			確認試験 (1サイクル確認試験)	2-16
		その他	その他の確認試験	2-16
15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定	2-16, 2-17
16 吹付工	材料	その他	骨材の微粒分量試験	2-17
	製造	その他	計量設備の計量精度	2-17
			ミキサの練混ぜ性能試験	2-18
	施工	その他	塩化物総量規制	2-18
			スランプ試験	2-18
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	2-18
		その他	空気量測定	2-18
17 現場吹付法 枠工	材料	その他	骨材の微粒分量試験	2-18
	製造	その他	計量設備の計量精度	2-19
			ミキサの練混ぜ性能試験	2-19
	施工	その他	スランプ試験	2-19
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	2-19
		その他	塩化物総量規制	2-19
			空気量測定	2-19
			ロックボルトの引抜き試験	2-19
	18 河川土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験
土のせん断試験				2-20
施工		必須	現場密度の測定	2-20
19 海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	2-19
			土のせん断試験	2-19
	施工	必須	現場密度の測定	2-20
20 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定	2-20
21 道路土工	材料	その他	土の含水比試験	2-20
			土の三軸圧縮試験	2-21
			土のせん断試験	2-21

工 種	種別	試験区分	試験項目	改正ページ	
21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定	2-21	
		その他	含水比試験	2-22	
			コーン指数の測定	2-22	
23 コンクリートダム	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	2-22	
			骨材の微粒分量試験	2-22	
			練混ぜ水の水質試験	2-22	
	施工	必須	塩化物総量規制	2-23	
			スランプ試験	2-23	
			空気量測定	2-23	
			コンクリートの圧縮強度試験	2-23	
24 覆工コンクリート (NATM)	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	2-24	
			骨材の微粒分量試験	2-24	
			練混ぜ水の水質試験	2-24	
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度	2-24	
			ミキサの練混ぜ性能試験	2-24	
	施工	必須	スランプ試験	2-24	
			単位水量測定	2-24	
			コンクリートの圧縮強度試験	2-25	
			塩化物総量規制	2-25	
			空気量測定	2-25	
			その他	コアによる強度試験	2-25
				コンクリートの洗い分析試験	2-25
施工後試験	必須	ひび割れ調査	2-25		
		テストハンマーによる強度推定調査	2-25		
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	骨材の微粒分量試験	2-25	
			練混ぜ水の水質試験	2-26	
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度	2-26	
			ミキサの練混ぜ性能試験	2-26	
	施工	必須	塩化物総量規制	2-26	
			コンクリートの圧縮強度試験	2-26	
		2-26	スランプ試験	2-26	
空気量測定	2-26				
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正 CBR 試験	2-27	
			土の粒度試験	2-27	
	施工	必須	現場密度の測定	2-27	
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルトの軟化点	2-27	
	施工	必須	現場密度の測定	2-27	
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	2-27	
			骨材の密度及び吸水率試験	2-27	
			骨材中の粘土塊量の試験	2-28	
			粗骨材の形状試験	2-28	
			フィラーの粒度試験	2-28	
			フィラーの水分試験	2-28	
			その他	フィラーの塑性指数試験	2-28
				フィラーのフロー試験	2-28
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	2-28			
粗骨材のすりへり試験	2-28				

工 種	種別	試験区分	試験項目	改正ページ
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	2-28
			粗骨材中の軟石量試験	2-29
			針入度試験	2-29
			軟化点試験	2-29
			伸度試験	2-29
			引火点試験	2-29
			薄膜加熱質量変化率	2-29
			薄膜加熱針入度残留率	2-29
			タフネス・テナシティ試験	2-29
			密度試験	2-29
	プラント	必須	粒度 (2.36mm フルイ)	2-30
			粒度 (75 μ m フルイ)	2-30
			アスファルト量抽出粒度分析試験	2-30
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	2-30
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	2-30
			ホイールトラッキング試験	2-30
舗設現場	必須	ラベリング試験	2-30	
		カンタプロ試験	2-30	
30 プラント再生舗装工	プラント	必須	温度測定 (初転圧前)	2-30
			現場密度の測定	2-30
			粒度 (2.36mm フルイ)	2-30
	舗設現場	必須	粒度 (75 μ m フルイ)	2-30
再生アスファルト量			2-31	
32 ガス切断工	施工	必須	現場密度の測定	2-31
33 溶接工	施工	必須	表面粗さ	2-31
			引張試験：開先溶接	2-31
			型曲げ試験	2-31
			衝撃試験：開先溶接	2-31
			マクロ試験：開先溶接	2-32
			非破壊試験：開先溶接	2-32
			マクロ試験：すみ肉溶接	2-32
			引張試験：スタッド溶接	2-32
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	2-32
			外観検査 (割れ)	2-32
			外観形状検査 (ビート表面のビット)	2-32
外観形状検査 (アンダーカット)	2-32			
外観形状検査 (余盛高さ)	2-32			
36 砂基礎工	施工	必須	現場密度の測定	2-33
38 管路・畑かん施設工	施工	必須	管布設工通水試験	2-33

港湾・漁港漁場関係工事事品質管理基準		
	区 分	改正ページ
2. 石材等	2-1 砂	
	4) 中詰砂	2-40
5. 鋼 材	5-1 鋼矢板及び鋼杭	
	4) H形鋼杭	2-45

	区 分	改正ページ
6. セメント及び混和材料	6-2 混和材料	
	2) JIS マーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート	2-47
12. 防眩材・滑り材	12-1 ゴム防眩材	
	1) ゴム防眩材	2-51
15. マット	15-1 アスファルトマット	
	1) アスファルトマット（洗掘防止）	2-53
	2) 摩擦増大用マット	2-53
16. コンクリート	16-1 レディーミクストコンクリート	
	1) JIS マーク表示認証工場製品 2-54	

写 真 管 理 基 準 （ 案 ）

前 文	前文 1, 2, 3, 4	改正ページ
		3-1, 3-2, 3-3

撮 影 箇 所 一 覧 表

区 分	工 種	撮影項目	改正ページ
品質管理		不可視部分の施工	3-4
出来形管理		不可視部分の施工	3-4
補償関係外			3-5

撮 影 箇 所 一 覧 表 （ 品 質 管 理 ）

区 分	工 種	撮影項目	改正ページ	
品質管理	8アスファルト舗装（プラント）	水浸ホイールラッキング試験	3-7	
		ホイールラッキング試験	3-7	
		ラベリング試験	3-7	
	10グースアスファルト舗装（舗設現場）	温度測定	3-7	
		28排水性舗装工・透水性舗装工（プラント）	水浸ホイールラッキング試験	3-10
			ホイールラッキング試験	3-10
			ラベリング試験	3-10
			カンタプロ試験	3-10
			29プラント再生舗装工（プラント）	水浸ホイールラッキング試験
			ホイールラッキング試験	3-10
			ラベリング試験	3-10

撮 影 箇 所 一 覧 表 （ 出 来 形 管 理 ）

編・章・節	条	工 種	写真管理項目	改正ページ
1 共通編 2 土工 3 河川・海岸・砂防土工	2	掘削工	法長	3-12
	3	盛土工	法長 幅	3-12
1 共通編 2 土工 4 道路土工	2	掘削工	法長	3-13
1 共通編 2 土工 4 道路土工	3	路体盛土工	法長	3-13
	4	路床盛土工	幅	
3 土木工事共通編 2 一般施工 15 擁壁工	3	補強土壁工	高さ 鉛直度	3-34
3 土木工事共通編 2 一般施工 16 浚渫工	1	浚渫船運転工（バックホウ浚渫船）		3-35

港湾・漁港漁場関係工事写真管理基準		
	区 分	改正ページ
3. 一般施工	3-1 共通の工種	
	12. 控 工	3-76
*撮影時期について、「作業中」及び「作業時」を変更し「施工時」で統一する。		

別紙 フィルムカメラを使用した場合の写真管理		
前 文	前文 1, 2, 3, 4	3-104~3-106

上記改正箇所の本文を以下に添付する。

改正ページの改正表示

削除箇所：~~○○○○○~~

追記箇所：○○○○○

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、島根県公共工事共通仕様書（H2~~4~~6.4.1改正）第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

I 目的

この「管理基準」は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

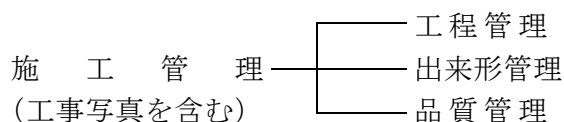
II 適用

この「管理基準」は、島根県が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業土木工事、森林土木工事、漁港整備工事、漁場整備工事、その他これらに類する土木工事（以下「工事」という。）について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件により、この「管理基準」によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、他の施工管理によることができる。

なお、この基準は、平成2~~4~~6年4月1日から適用する。

III 構成



IV 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

V 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実施し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものとする。

VI 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

VII その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後 明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

設計図書等において情報化施工の対照工事と明示された土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成 25 年 3 月 15 日付け国官技第 291 号、国総公第 133 号）及び「TS を用いた出来形管理要領（土工編）」（平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号）の規定によるものとする。

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防・用排水路・ 開排水路・治山土工	2		掘削工	基準高 ▽	●±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	△-200
							ℓ ≥ 5 m	△法長-4%
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防・用排水路・ 開排水路・治山土工	3		盛土工	基準高 ▽	●-50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	△-100
							ℓ ≥ 5 m	△法長-2%
						幅 w ₁ , w ₂	●-100	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防・用排水路・ 開排水路・治山土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基準高 ▽	●-50	
						厚 さ t	●-50	
						控 え 長 さ	設計値以上	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

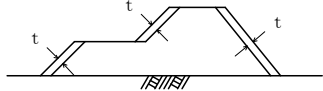
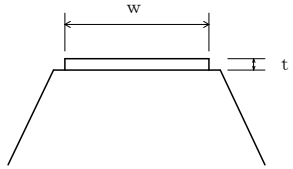
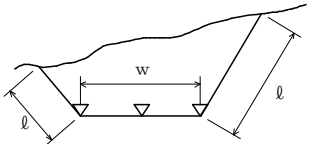
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要 領(土工編)」(平成 24 年 3 月 29 日付 け国官技第 347 号、国総公第 85 号) の規定による場合は、設計図書の測点 毎。基準高は、掘削部の両端で測定</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要 領(土工編)」(平成 24 年 3 月 29 日付 け国官技第 347 号、国総公第 85 号) の規定による場合は、設計図書の測点 毎。基準高は、各法肩で測定</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。</p>		

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 開排水路・海岸・砂防・用排水路・治山土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	●※-30	
						厚 さ t	t < 15cm ●-25	
						厚 さ t	t ≥ 15cm ●-50	
1 共通編	2 土工	3 開排水路・海岸・砂防・用排水路・治山土工	6		堤防天端工	幅 w	△-100	
						厚 さ t	t < 15cm ●-25	
						厚 さ t	t ≥ 15cm ●-50	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基 準 高 ▽	●±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	△-200
							ℓ ≥ 5 m	△法長-4%
						幅 w	△-100	

●：出来形管理図表を作成する。
△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p> 		
<p>幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1 箇所、200m以下は 2 箇所、中央で測定。</p> 		
<p>施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定</p> 		

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽	●±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	△-100
							ℓ ≥ 5 m	△法長-2%
						幅	w ₁ , w ₂	△-100
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	●※-30	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上	

●：出来形管理図表を作成する。
△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号）の規定による場合は、設計図書の見点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定</p>		
<p>施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>		
<p>$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編 13.2）参照。但し、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。</p> <p>注 1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注 2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第 3 編 2-18-2 床版工を適用する。 注 3) 非破壊試験の対象工事と明示された新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m²以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。</p>		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\Delta \pm L / 1000$
						断面の外形寸法	$\Delta \pm 5$
						橋 桁 の そり δ_1	$\Delta \pm 8$
						横方向の曲がり δ_2	$\Delta \pm 10$
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10m$ $\Delta \pm L / 1000 \cdots$ $L > 10m$
						断面の外形寸法	$\Delta \pm 5$
						橋 桁 の そり δ_1	$\Delta \pm 8$
						横方向の曲がり δ_2	$\Delta \pm 10$
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	1	ポストテンション桁 製作工	幅 (上) w_1	●△ $-5 \sim +10$
						幅 (下) w_2	●△ ± 5
						高 さ h	●△ $-5 \sim +10$
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ $-30mm$ 以内
						横方向最大タワミ	$\Delta 0.8 \ell$

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長 (m)		注) 非破壊試験の対象工事と明示された新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」も併せて適用する

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁 長 l	—
						断面の外形寸法 (mm)	—
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 l 支 間 長	$l < 15 \cdots \pm 10$ $l \geq 15 \cdots \pm (l - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	$\Delta 0.8 l$
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	● ± 20
						幅 w_1, w_2	● Δ -5~+30
						厚 さ t	● Δ -10~+20
						桁 長 l	$l < 15 \cdots \pm 10$ $l \geq 15 \cdots \pm (l - 5)$ かつ -30 以内

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 l ：支間長 (m)		
桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 l ：桁長 (m)		<p>注) 非破壊試験の対象工事と明示された新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m²以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する</p>

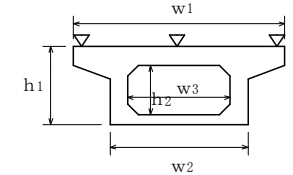
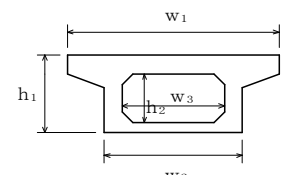
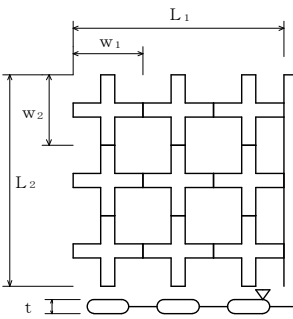
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	PC箱桁製作工	基準高	●±20	
						幅(上) w_1	△-5~+30	
						幅(下) w_2	△-5~+30	
						内空幅 w_3	△±5	
						高さ h_1	△-5~+10	
						内空高さ h_2	△-5~+10	
						桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30以内	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	PC押し箱桁製作工	幅(上) w_1	△-5~+30	
						幅(下) w_2	△-5~+30	
						内空幅 w_3	△±5	
						高さ h_1	△-5~+10	
						内空高さ h_2	△-5~+10	
						桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l-5)$ かつ -30以内	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	基準高▽	層積	●±100
							乱積	●±t/2
						厚さt		-20
							幅 w_1 w_2	層積
						乱積		-t/2
						延長 L_1 L_2	層積	△-200
							乱積	△-t/2

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。</p> <p>l：桁長（m）</p>		<p>(注) 非破壊試験の対象工事と明示された新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」も併せて適用する</p>
<p>桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。</p> <p>l：桁長（m）</p>		<p>(注) 非破壊試験の対象工事と明示された新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」も併せて適用する</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	●±40	●±50	—	—
						厚 さ	●-45	●-15	-15	
						幅	●△-50	—	—	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	●-25	-30	●-8	-10
						幅	●△-50	—	—	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。幅は、延長 80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、1層あたりの舗装施工面積が2,000-10,000 m ² 以上、あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 3,000 トン以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が2,000 m ² 以上 10,000m ² 未満、あるいは ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 トン以上 3,000t 未満とする。	
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線 200m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	●-15	●-20	●-5	-7
						幅	●△-50	—	—	—

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、 1層あたりの舗装施工面積が 2,000-10,000 m²以上、あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 3,000 トン以上 の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が 2,000 m ² 以上 10,000m ² 未満、 あるいは ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 トン以上 3,000t 未満と す る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	●-9	●-12	●-3	-4
						幅	●△-25		—	—
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	●±30			
						厚 さ	●-7	●-9	●-2	-3
						幅	●△-25		—	—
						平坦性	—		3mプロファイルメータ (σ)2.4mm以下直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、1層あたりの舗装施工面積が2,000-10,000 m²以上、あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500-3,000 トン以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が2,000 m²以上 10,000m²未満、あるいは ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 トン以上 3,000t 未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
		<p>基準高は延長 40m 毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定 幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。</p>

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	●±40	●±50	—	—
						厚 さ	●-45		●-15	-15
						幅	●△-50		—	—
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	●-25	●-30	●-8	-10
						幅	●△-50		—	—

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1 箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。幅は、延長 80m 毎に 1 箇所割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500, 3,000 トン以上、 の 場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、該当する。施工面積が 2,000㎡以上 10,000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500 トン未満とする。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50		-	-
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	●-15	●-20	●-5	-7
						幅	●△-50		-	-
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	●-9	●-12	●-3	-4
						幅	●△-25		-	-
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	規準高▽	●±30			
						厚 さ	●-7	●-9	●-2	-3
						幅	●△-25		-	-
						平坦性	-		3mプロファイルメータ (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、 1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500 3,000 トン以上、 の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、該当する。 施工面積が 2,000 m²以上 10,000m²未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500 トン未満とする。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	幅は、延長 80m 毎に 1 箇所割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
規準高は延長 40m 毎に 1 箇所割とし、道路中心線及び端部で測定	規準高は延長 40m 毎に 1 箇所割とし、道路中心線及び端部で測定	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所割とし、厚さは、1000 m ² 毎に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	幅は、延長 80m 毎に 1 箇所割とし、厚さは、1000 m ² 毎に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	●±40	●±50	—	—
						厚 さ	●-45	●-15	-15	
						幅	●△-50	—	—	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	●-25	●-30	●-8	-10
						幅	●△-50	—	—	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	—	—	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。幅は、延長 80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、 <u>管理図等</u> を描いた上での管理が可能な工事をいい、 1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 3,000 トン以上、 の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、該当する。 施工面積が2,000㎡以上10,000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 トン未満とする。	
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、 <u>10個の測定値の平均値(X₁₀)</u> について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	●-15	●-20	●-5	-7
						幅	●△-50		—	—
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	●-9	●-12	●-3	-4
						幅	●△-25		—	—
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	規準高▽	●±30			
						厚 さ	●-7	●-9	●-2	-3
						幅	●△-25		—	—
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、 1層あたりの施工面積が2,000 m²以上、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 3,000 トン以上、 の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、該当する。 施工面積が2,000 m²以上10,000m²未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 トン未満とする。	
幅は、延長 80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
規準高は延長 40m 毎に1箇所を割合とし、道路中心線及び端部で測定 幅は、延長 80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1000 m ² 毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	●±50		—
						厚 さ	t < 15cm	●-30	●-10
							t ≥ 15cm	●-45	●-15
						幅	●△-100		—
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	●-9	-3	
						幅	●△-25	—	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は片側延長 40m 毎に 1 箇所割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。 幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500 3,000 トン以上、の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、該当する。施工面積が 2,000 m²以上 10,000m²未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500 トン未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>コブ採取について 橋面舗装等でコブ採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
<p>幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所コーアを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。 ※歩道舗装に適用する。</p>		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	●-15	●-20	●-5	-7
						幅	●△-50		—	—
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	●-9	●-12	●-3	-4
						幅	●△-25		—	—
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	規準高▽	●±30			
						厚 さ	●-7	●-9	●-2	-3
						幅	●△-25		—	—
						平坦性	—		3mプロファイルメータ(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 3,000 トン以上、の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、該当する。施工面積が2,000㎡以上10,000㎡未満、あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 トン未満とする。	
幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
規準高は延長 40m 毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定 幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	●±40	●±50	—
						厚 さ	●-45		●-15
						幅	●△-50		—
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	●-25	-30	●-8
						幅	●△-50		—

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1 箇所	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500 トン以上、小規模工事とは、施工面積が 2,000 m ² 以上 10,000m ² 未満、あるいは基層及び表層用の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 トン未満とする。あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満とする。	
厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	●-25	●-30	- 8
						幅	●△-50		—
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	●-9	●-12	●- 3
						幅	●△-25		—

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500トン以上、 小規模工事とは、 施工面積が2,000 m²以上10,000m²未満、あるいは 基層及び表層用の加熱アスファルト混合物の総使用量が500トン未満とする、 あるいは 施工面積が2,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	規準高▽	●±30		
						厚 さ	●-10	●-3.5	
						幅	●△-25	—	
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後 3mプロフィルメータにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下
					目地段差	± 2			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	●-45		●-15
						幅	●△-50		—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	●-25	●-30	●- 8
						幅	●△-50		—

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
規準高は延長 40m 毎に1箇所の割合とし、道路中心線及び端部で測定 厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に1箇所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500トン以上、 小規模工事とは、 施工面積が2,000 m²以上10,000m²未満、あるいは基層及び表層用の加熱アスファルト混合物の総使用量が500トン未満とする、あるいは施工面積が2,000 m²未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、平均値 (X ₁₀)	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
基準高は、延長 40m毎に1箇所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。幅は、延長 80m毎に1箇所の割合に測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m毎に1箇所の割合とし、厚さは、各車線 200m毎に1箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低3箇所とする。		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	●-25	●-30	●-8
						幅	●△-50		—
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	●-9	●-12	●-3
						幅	●△-25		—
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	●-15	●-4.5	
						幅	●△-35		—
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下。
						目地段差	±2		

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500トン以上、 小規模工事とは、 施工面積が2,000 m²以上10,000m²未満、あるいは基層及び表層用の加熱アスファルト混合物の総使用量が500トン未満とする、あるいは施工面積が2,000 m²未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に1箇所割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。		
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	●±40	●±50	—
						厚 さ	●-45		●-15
						幅	●△-50		—
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	●-25	-30	●-8
						幅	●△-50		—

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500 トン以上、 小規模工事とは、施工面積が 2,000 m²以上 10,000m² 未満、あるいは基層及び表層用の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 トン未満とする、あるいは施工面積が 2,000 m²未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	-50		—
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	●-15	●-20	●- 5
						幅	●△-50		—
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	●- 9	●-12	●- 3
						幅	●△-25		—

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500トン以上、 小規模工事とは、施工面積が2,000 m ² 以上10,000m ² 未満、あるいは基層及び表層用の加熱アスファルト混合物の総使用量が500トン未満とする、あるいは施工面積が2,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
幅は、延長 80m毎に1箇所を割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	●±40	●±50	—
						厚さ	●-45		●-15
						幅	●△-50		—
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	●-25	-30	●-8
						幅	●△-50		—

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1 箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所割に測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500 トン以上、 小規模工事とは、施工面積が 2,000 m²以上 10,000m² 未満、あるいは基層及び表層用の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 トン未満とする、あるいは施工面積が 2,000 m²未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1 箇所割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。</p>		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	●-15	●-20	●-5
						幅	●△-50		—
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	●-9	●-12	●-3
						幅	●△-25		—

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500 トン以上、 小規模工事とは、施工面積が 2,000 m²以上 10,000m² 未満、あるいは 基層及び表層用の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 トン未満とする、 あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
幅は、延長 80m毎に 1 箇所割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、1 施工箇所あたり最低 3 箇所とする。		

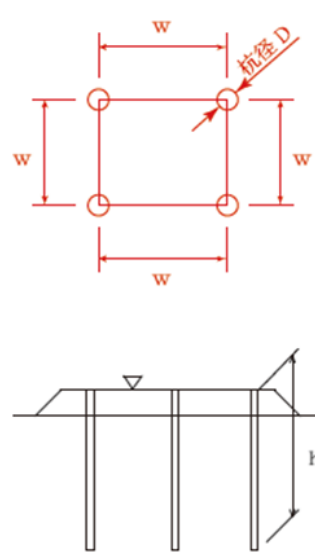
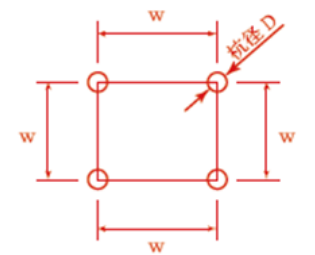
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	● ±100
						杭 径 D	設計値以上
			8		締め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	打 込 長 さ h	設計値以上
						サンドドレーン、袋詰 式サンドドレーン、サ ンドコンパクションパ イルの砂投入量	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	● -50
						位置・間隔 w	D/4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 ℓ	設計値以上

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。1 箇所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。</p> <p>全本数</p> <p>全本数 計器管理にかえることができる。</p>	 <p>※余長は、適用除外</p>	
<p>100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。 1 箇所に 4 本測定。</p> <p>全本数</p>		

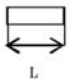
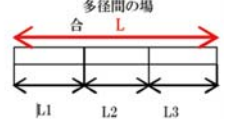
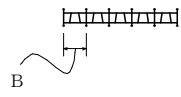
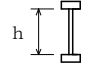
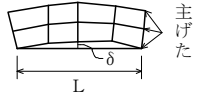
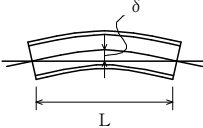
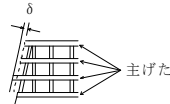
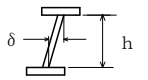
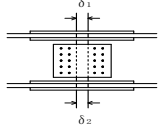
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L_1 (m) 支間長 L_2 (m)	$\pm (10+L_1/10)$ $\pm (10+L_2/10)$
						主げた、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots B > 2$
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$
						主げた、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$
						主げた、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$
						主げた、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10
						主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$
						現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5
※規格値の L, B, h に代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値はmm単位の数値とする。							

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主げた、主構各桁毎に全数を測定。		単径間の場合  多径間の場合 	
各支点及び各支間中央付近を測定。			
—	両端部及び中心部を測定。		
最も外側の主げた又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。			
L：測線上 (m)			
各主げたについて10～12m間隔を測定。	各主構の各格点を測定。		
L：主げたの支間長 (m)	L：主構の支間長 (m)		
どちらか一方の主げた（主構）端を測定。			
各主桁の両端部を測定。 h：主げたの高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土 木 工 事 共 通 編	2	13	1	架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長 L_1 (m) 支間長 L_2 (m)	$\pm(20+L_1/5)$ $\pm(20+L_2/5)$
						通 り δ (mm)	$\pm(10+2L/5)$
						そ り δ (mm)	$\pm(25+L/2)$
						※主げた、主構の 中心間距離 B(m)	$\pm 4 \dots\dots$ $B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots\dots$ $B > 2$
						※主げたの橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値 ± 10
						※主げた、主構の 鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$
						※現場継手部 のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5
<p>※は仮組立検査を実施しない工事に適用。</p> <p>※規格値の L, B に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値はmm単位の数値とする。</p>							

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各けた毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)	<p>単径間の場合 全長 L</p> <p>多径間の場合 L_1 L_2 L_2 L_2</p>	
L：主げた・主構の支間長(m)	<p>主げた δ L</p>	
主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)	<p>δ L</p>	
各支点及び各支間中央付近を測定。	<p>B</p>	
どちらか一方の主げた（主構）端を測定。	<p>δ 主げた</p>	
各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)	<p>δ h</p>	
主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。	<p>δ_1 δ_2</p>	

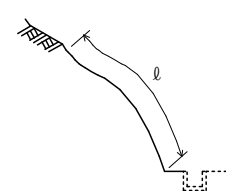
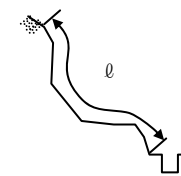
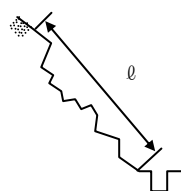
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	3		吹付工 (仮設を含む) (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	ℓ < 3 m	△-50	
							ℓ ≥ 3 m	△-100	
						厚 さ t	t < 5 cm	●-10	
							t ≥ 5 cm	●-20	
						但し、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50%以上 とし、平均厚は設計厚以上			
						延 長 L		△-200	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき 1 箇所、40m以下 のものは 1 施工箇所につき 2 箇 所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の 測定が困難な場合は直線法長とす る。</p>		
<p>200 m²につき 1 箇所以上、200 m²以下 は 2 箇所をせん孔により測定。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		

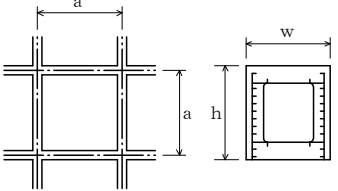
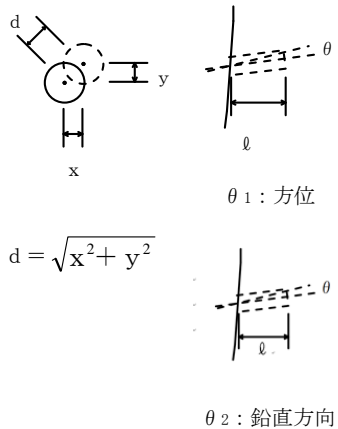
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木工事 共通編	2 一般施工 共通	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	$\triangle - 100$
							$\ell \geq 10\text{m}$	$\triangle - 200$
						幅	w	● - 30
						高さ	h	● - 30
						枠中心間隔	a	● ± 100
						延長	L	$\triangle - 200$
3 土木工事 共通編	2 一般施工 共通	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	$\triangle - 100$
							$\ell \geq 10\text{m}$	$\triangle - 200$
						延長	L	$\triangle - 200$
3 土木工事 共通編	2 一般施工 共通	14	6		アンカー工	削孔深さ	ℓ	設計値以上
						配置誤差	d	100
						せん孔方向 (方位)	θ_1	± 2.5 度
						せん孔方向 (鉛直方向)	θ_2	± 2.5 度

●：出来形管理図表を作成する。

\triangle ：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 枠延長 100m につき 1 箇所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		曲線部は設計図書による
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
全数 (任意仮設は除く)	 <p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> <p>θ_1: 方位</p> <p>θ_2: 鉛直方向</p>	せん孔方向 θ_1 (方位) の直接測定が困難な場合は、監督職員と協議の上、現場でのせん孔方向設定時の管理によってもよい。

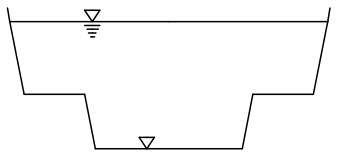
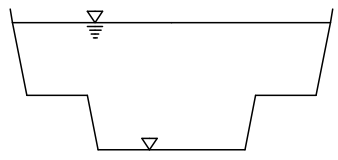
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渌 工	3	1	浚渌船運転工 (ポンプ浚渌船)	基準高▽	● 上限	下限			
							電気船	200ps	+200	- 800	
								500ps	+200	-1000	
								1000ps	+200	-1200	
								ディーゼル船	250ps	+200	- 800
									420ps 600ps	+200	-1000
						1350ps	+200	-1200			
幅	● -200										
延長	△ -200										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渌 工	3	2	浚渌船運転工 (グラブ浚渌船) (バックホウ浚渌船)	基準高▽	上限 +200				
						幅	● -200				
						延長	△ -200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	18 床 版 工	2		床版工	基準高▽	● ±20				
						幅 w	△ 0~+30				
						厚さ t	△ -10~+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋の有効高さ	△ ±10				
						鉄筋間隔	±20				
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10										

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>基準高は、1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 箇所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m²に 1 箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）</p>		<p>注）新設のコンクリート構造物（橋梁土・下部工および重要構造物である内空断面積25m²以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する</p>
<p>1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 箇所とする。</p>		
<p>1 径間当たり 3 箇所（両端及び中央）測定。 1 箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。</p>		

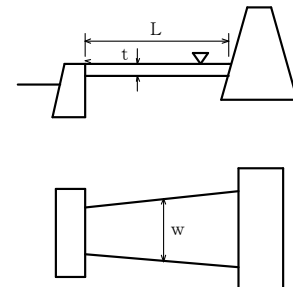
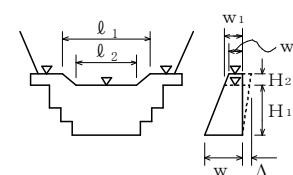
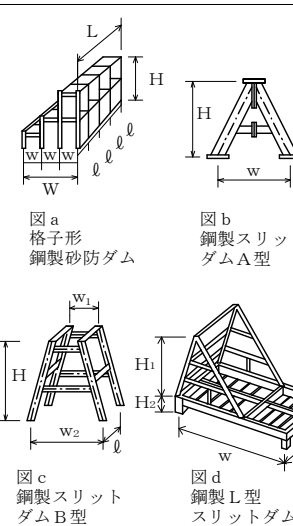
出来形管理基準及び規格値 第8編 砂 防 編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤	8 コ ン ク リ ー ト え ん 堤 工	8		水叩工	基 準 高 ∇	● Δ ±30	
						幅 w	Δ -100	
						厚 さ t	Δ -30	
						延 長 L	Δ -100	
8 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤	9 鋼 製 え ん 堤 工	5	1	鋼製えん堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	● Δ ±50
							長 さ l_1, l_2	Δ ±100
							幅 w_1, w_3	Δ ±50
							下流側倒れ Δ	Δ ±0.02H ₁
						袖 部	袖 高 ∇	● Δ ±50
							幅 w_2	Δ ±50
	下流側倒れ Δ	Δ ±0.02H ₂						
8 砂 防 編	1 砂 防 え ん 堤	9 鋼 製 え ん 堤 工	5	2	鋼製えん堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	Δ ±50	
						堤長 l 格 B・L	Δ ±10	
						堤幅 W 格	Δ ±30	
						堤幅 w 格 A・B・L	Δ ±10	
						堤幅 w 格 A	Δ±5	
						高さ H 格 A・B・L	Δ ±10	
						高さ H 格 A	Δ±5	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型		

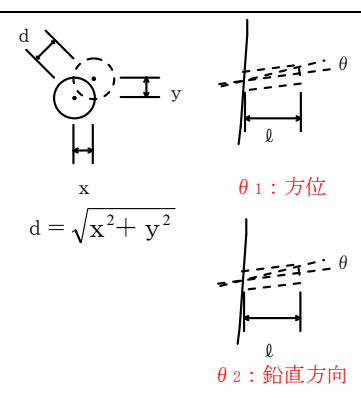
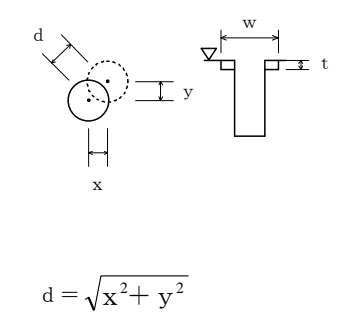
出来形管理基準及び規格値 第8編 砂 防 編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ l	●設計値以上
						配置誤差 d	●100
						せん孔方向 θ_1 (方位)	$\Delta \pm 2.5$ 度
						せん孔方向 θ_2 (鉛直方向)	$\Delta \pm 2.5$ 度
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 ∇	● ± 50
						偏心量 d	●150
						長さ L	●-100
						巻立て幅 w	$\Delta -50$
						巻立て厚さ t	$\Delta -30$
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 ∇	● ± 50
						偏心量 d	● $D/4$ 以内 かつ 100 以内

●：出来形管理図表を作成する。

Δ ：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数	 <p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> <p>θ_1: 方位 θ_2: 鉛直方向</p>	せん孔方向 θ_1 (方位) の直接測定が困難な場合は、監督職員と協議の上、現場でのせん孔方向の設定時の管理によってもよい。
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 <p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p>	
全数測定。		

出来形管理基準及び規格値 第9編 ダム 編

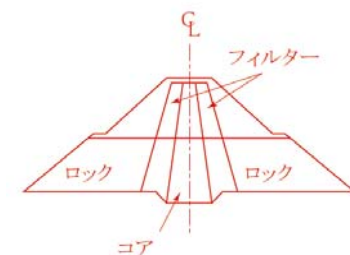
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	5		コアの盛立	基準高▽	●△ 設計値以上
						外側境界線	●△ -0~+500
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	6		フィルターの盛立	基準高▽	●△-0
						外側境界線	●△ -0~+1000
						盛立幅	●△ -0~+1000
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	7		ロックの盛立	基準高▽	●△-100
						外側境界線	●△ -0~+2000

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
各測点について5層毎に測定。		
各測点について盛立5m毎に測定。		



出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部	部材長 l (m) $\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$	
						材		
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	● ± 5	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10 以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	● ± 5 ● $4 + 0.5$ × (B-2)	
						水 平 度 の 支 承 の 水	橋軸方向	1 / 100
							橋軸直角方 向	
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	$\Delta 5$	
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2 以上							
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	● ± 5	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10 以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	● ± 5 ● $4 + 0.5$ × (B-2)	
						水 平 度 の 支 承 の 水	橋軸方向	1 / 300
							橋軸直角方 向	
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	$\Delta 5$	
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2 以上							

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所	図面の寸法表示箇所	測定。
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)	支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	
支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		

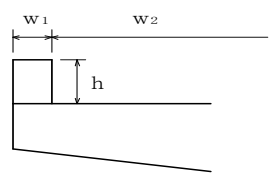
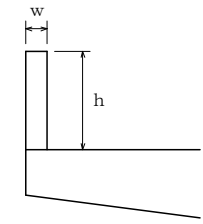
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20
						地覆の高さ h	-10～+20
						有効幅員 w_2	0～+30
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6		橋梁用防護柵工	幅 w	-5～+10
						高 さ h	-20～+30
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3
						高 さ	±4

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数測定		
全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
1ブロックを抽出して測定。		

出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	●±50
						幅 w (全幅)	●-50
						高さh (内法)	●△-50
						厚 さ t	●設計値以上
						延 長 L	—
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	●-50
						厚 さ t	●-30

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき 1 箇所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p> <p>(ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1 箇所、(2)～(3) は 100m に 1 箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上の検測孔による測定を行う。</p> <p>ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

1-6 蓋コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 蓋コンクリート	天端高	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	様式・出来形1-6-1参照

1-7 蓋ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 蓋ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ+2cm, -1cm 長さ+2cm, -1cm 壁厚±1cm	
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		
2. 蓋ブロック据付	蓋ブロック据付(天端高)	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	

1-8 鋼矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 先行掘削	位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	掘削長	レベル等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	掘削深度 掘削径	スチールテープ等により測定(水中の場合はケーシング径等により確認)	全数(水中の場合は適宜)	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
2. 鋼矢板 イ) 鋼矢板	打込記録	〈共〉第4編5-3-13-(10)	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
	矢板法線方向の傾斜		施工中適宜 打込完了時(両端部)	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告		

1-8 鋼矢板工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
ロ) 鋼管矢板	打込記録	〈共〉第4編5-3-13-2-(10)	20本に1本		打込記録を提出		
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
	矢板法線方向の傾斜		施工中適宜 打込完了時(両端部)	1 cm	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本	1 cm	管理表を作成し提出	10/1000以下 ±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全 数		観察結果を報告		

1-9 控 工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 控鋼矢板	打込記録	〈共〉第4編5-3-14-2-(10)	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2 参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
	矢板法線方向の傾斜		施工中適宜 打込完了時(両端部)	1 cm	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	10/1000以下 ±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全 数		観察結果を報告		
2. 控鋼杭	打込記録	〈共〉第4編5-3-14-3-(8)	20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2 参照
	杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	
	杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	

1-9 控工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
3. プレキャストコンクリート控壁	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, -1 cm 高さ +2 cm, -1 cm 長さ +2 cm, -1 cm 壁厚 ±1 cm	
	法線に対する出入	トランシット、 光波測距儀 、スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所	1 cm	管理表を作成し提出		
4. 場所打コンクリート控壁	天端高又は厚さ	トランシット、 光波測距儀 、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する出入	トランシット、 光波測距儀 、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±3 cm	
5. 腹起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端（継手毎）全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-5 参照
	継手位置	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
	ボルトの取付け	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
	矢板と腹起しとの密着度	観 察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告		
6. タイ材 イ) タイロッド取付	取付け高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-6 参照 腹起しに取り付ける場合は不要
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
	定着ナットの締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	
	ターンバックルのねじ込み長さ	観 察	全 数	1 cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上	

1-9 控工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
	リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観察	全数		観察結果を報告		
	支保材の天端高	レベル等により測定	適宜	1 cm	管理表を作成し提出		
ロ) タイワイヤー取付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
	定着ナットの締付け	観察	全数		観察結果を報告		ねじ山が3つ山以上突き出していること。
	定着具端部栓の取付け	観察	全数		観察結果を報告		
	トランペットシースの取付	観察	全数		観察結果を報告		

1-10 鋼杭工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 先行掘削							1-8-1. 先行掘削を適用する。
2. 鋼杭	打込記録	〈共〉第4編5-3-15-2-(9)	〈共〉第4編5-12-2 支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2 参照
	杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
	杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	

1-11 コンクリート杭工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. コンクリート杭	打込記録	JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		JIS A 7201 付表5 打込み工法記録を作成し提出		
	杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
	杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	

1-12 防食工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 電気防食	取付位置	目視（承諾された図面より確認）潜水士による。	取付完了後、全数	〈特〉による	確認結果を提出		様式・出来形1-12-1 参照
	電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1 mV	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準；-770mV 海水塩化銀基準；-780mV 又は飽和硫酸銅電極基準；-850mV	
2. FRPモルタル被覆	取付高さ	レベル等により測定	取付完了後、上端高さ鋼管杭；全 数 矢板；1打設3箇所以上	1 0 cm	測定表を作成し提出		
3. ペトラタム被覆 4. コンクリート被覆 5. 防食塗装	高さ	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ鋼管杭；全 数 矢板；1打設3箇所以上	〃	測定表を作成し提出		

1-13 コンクリート舗装工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 下層路盤	高 さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 4 cm	様式・出来形1-13-1参照
	厚 さ	レベル等により測定	舗装は1,000m ² に1箇所、道路舗装は〈特〉による。	1 mm	測定表を作成し提出	+規定しない -4.5cm	

4. 基礎工

4-1 基礎盛砂工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 盛砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形1-1-2 参照
	天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	

4-2 洗掘防止工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
洗掘防止工							1-4 洗掘防止工を適用する。

4-3 基礎捨石工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
	法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
2. 捨石本均し	天端高	レベル又は〈特〉により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1cm	均し出来形図を作成し提出	±5cm	様式・出来形4-3-2 参照
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
3. 捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-1 ±50cm、岸壁前面+0、-20cm又は〈特〉による。 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm 又は〈特〉による。	注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。

4-3 基礎捨石工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
	法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合には2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-2 ±50cm (法面に直角) 異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm 又は(特)による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。	10cm	均し出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	

4-4 基礎ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ+2cm, -1cm 長さ+2cm, -1cm 壁厚±1cm	様式・出来形6-1 参照 ブロック(方塊)
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		
	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		
2. 基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3cm以下	
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1cm	管理表を作成し提出		

24-2 着定基質組立工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 着定基質組立							23-2 組立魚礁組立工を適用する。

24-3 着定基質設置工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 着定基質設置	位置 計画配置 (相対配置)	GPS及びD-GPS等により測定	着定基質設置時に全基測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	様式・出来形23-3(計画配置)参照
	長さ、幅	音響測深器等により測定	〈特〉による。	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。	
	天端高	音響測深器等により測定	〈特〉による。	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	重ならないこと、 その他は〈特〉による。	

24-4 石材投入工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 石材投入	投入位置	GPS及びD-GPS等により測定	〈特〉による。	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	±30m	捨石マウンドタイプは、4-3基礎捨石工を適用する。 様式・出来形24-4参照 様式・出来形24-4参照
	長さ、幅	音響測深器等により測定	各3測線以上	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。	

25. 構造物撤去工

25-1 取壊し工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. コンクリート取壊し	幅、高さ、延長	トランシット、ステールテープ等により測定	〈特〉による。	〈特〉による。	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数〈特〉による。		観察結果を報告	〈特〉による。	

25-2 撤去工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長	トランシット、ステールテープ等により測定	〈特〉による。	〈特〉による。	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
	外観	潜水士による観察	全数〈特〉による。		観察結果を報告		

25-2 撤去工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
2. 鋼矢板等切断撤去	形状寸法幅、高さ、延長	スチールテープ等により測定	全—数〈特〉による。	1 mmcm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	外観	目視又は潜水土による観察	全—数〈特〉による。		観察結果を報告		
3. 腹起・タイ材撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全—数〈特〉による。	〈特〉による。	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	外観	目視又は潜水土による観察	全—数〈特〉による。		観察結果を報告		
4. 舗装版撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	〈特〉による。	〈特〉による。	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
	外観	目視による観察	全—数〈特〉による。		観察結果を報告		
5. 石材撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	〈特〉による。	〈特〉による。	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
	外観	目視又は潜水土による観察	全—数〈特〉による。		観察結果を報告		
6. ケーソン撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全—数〈特〉による。	〈特〉による。	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	外観	目視又は潜水土による観察	全—数〈特〉による。		観察結果を報告		
7. ブロック撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全—数〈特〉による。	〈特〉による。	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	外観	目視又は潜水土による観察	全—数〈特〉による。		観察結果を報告		
8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	全—数〈特〉による。	1 mmcm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
	外観	目視又は潜水土による観察	全—数〈特〉による。		観察結果を報告		

26. 仮設工

26-1 仮設鋼矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭	矢板天端高	レベル等による測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)	1 cm	管理表を作成し提出	±10 cm	1-8-2. 鋼矢板 H形鋼杭を適用する。
	根入長	レベル等による測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)	10 cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	

26-2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 先行掘削							1-8-1. 先行掘削を適用する。 (任意仮設は除く)
2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工							1-8-2. 鋼矢板式の鋼管矢板及び1-10-2 鋼杭を適用する。 (任意仮設は除く)

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
1セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		
			その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材第1部：高炉スラグ細骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（セメント用再生骨材H）	○		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合7.0%以下） 粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砕砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書 3C 回収水の場合： JIS A 5308 附属書 3C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬとする。	○		
			製造（プラント）	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による—工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
					ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下					○				
細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による			2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125				1回/日以上		○			

平成24年度 品質管理基準(案)(H26年度一部改正)

n

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			
			単位水量測定	レディミクストコンクリートの品質確保について	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合は:2回/日(午前1回、午後1回)、または重要構造物の場合は重要度と工事の規模に応じて100~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。			
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランプ2.5cm:許容差±1.0cm (道路橋床版の場合) スランプ8cmを標準とする	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種の考え方については、塩化物総量規制の項目を参照。			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本個(σ7...3本個、σ28...3本個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本個(σ3)を追加で採取する	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる			
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる			
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112						
			施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm 以下	本数 総延長 最大ひび割れ幅等 0.2mm以上:摘要① 0.05mm以上:摘要②	①高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル、高さが3m以上の堰・水門・樋門、鉄筋コンクリートケーソン、セルラープロック類を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング、底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ②止水性、防水性が重要である鉄筋・無筋コンクリート構造物。(事例:地下構造物、貯水構造物等)	
					テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネル、ケーソン類については1打設分(セントル毎等)その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺の調査を5カ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル、高さが3m以上の堰・水門・樋門、鉄筋コンクリートケーソン、セルラープロック類及び止水性、防水性が重要である鉄筋・無筋コンクリート構造物を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。			
			配筋状態及びひかぶり		同左	同左	同左	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領（案）」による		
			強度測定		同左	同左	同左	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）」による		
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れ、折れ曲がりがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害（著しい折れやポットによる継付傷等）と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1) 直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) 直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 			
								施工後試験	必須	外観検査
超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> 各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。 	超音波探傷検査は、抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、補強筋（長さの3倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接するか、圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。						
3 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○		
			施工	必須	外観検査（鋼管杭【円周溶接部の目違い】）	JIS A 5525	外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		上杭と下杭の外周長の差を表を参照して検出。（（許容値×π）以下）	
					鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督職員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
3 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類以上であること。	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。（20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）				
		その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類以上であること。	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。（20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）				
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。				
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びぐい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。			参考値：20N/mm ²	
4 下層路盤	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正 CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正 C B R30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。 農道のI-1交通は、修正 CBR10%以上。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>〔工事規模の考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,00010,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が5003,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m²未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照					○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下 農道のI-1交通は9以下					○
			鉄鋼スラグの水浸膨脹性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下					○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし					○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			・再生クラッシュランに適用する。 〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。	○

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
4 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-14+185 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> ・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足 しなければならない するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足 しなければならない するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 →1,000㎡につき1回 →1,000㎡未満の工事（ただし、維持工事は除く）は、1工事につき任意の3個。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例）3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。 				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		<ul style="list-style-type: none"> ・全幅、全区間で実施する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の縮固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215				1,000㎡につき2回の割合で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・セメントコンクリートの路盤に適用する。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：異常が認められたとき。 			<ul style="list-style-type: none"> 〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。 →中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI : 6 以下 農道の I - 1 交通は、PI:9 以下					
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。					
5 上層路盤	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正 CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合 90%以上 40℃で行った場合 80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> 〔工事規模の考え方〕 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,00010,000㎡ あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 5003,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満。 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 	○		
			鉄鋼スラグの修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正 CBR 80%以上		<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。 →中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 	○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		<ul style="list-style-type: none"> 〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。→中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 	○		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI : 4 以下		<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。→中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 	○		

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正CBR試験の項目を参照。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下		・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正CBR試験の項目を参照。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa 以上(14日)		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正CBR試験の項目を参照。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L 以上		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正CBR試験の項目を参照。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正CBR試験の項目を参照。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正CBR試験の項目を参照。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	○
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_0 95.5%以上 X_0 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足し、かつ X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足し、かつ X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 →1,000㎡につき1個 →1,000㎡未満の工事（ただし、維持工事を除く）は、1工事につき任意の3個 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正CBR試験の項目を参照。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。		
		粒度 (2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正CBR試験の項目を参照。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。		

平成24年度 品質管理基準 (案) (H26年度一部改正)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	施工	必須	粒度 (75 μm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μm ふるい : ±6%以内	・中規模以上の工事 : 定期的または随時 (1回~2回/日)	〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、修正 CBR 試験の項目を参照。 →中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000㎡ あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合が該当する。	
			平板荷重試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI : 4 以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤 : 一軸圧縮強さ [7 日間] 0.98Mpa 上層路盤 : 一軸圧縮強さ [7 日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装) 、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装) 。 農道の I-1 交通の場合 2.5Mpa (アスファルト舗装) 【石灰の場合】 下層路盤 : 一軸圧縮強さ [10 日間] 0.7Mpa (アスファルト舗装) 、 0.5Mpa (コンクリート舗装) 上層路盤 : 一軸圧縮強さ [10 日間] 0.98Mpa 農道 I-1 交通の場合 0.7Mpa (アスファルト舗装)	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・安定処理材に適用する。 〔工事規模の考え方〕 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000㎡ あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400m ³ 以上 1,000m ³ 未満)ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が 100t 以上のもの舗装施工面積が 2,000㎡ 未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 未満とする。	
			骨材の修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤 : 10%以上 上層路盤 : 20%以上		・アスファルト舗装に適用する。 〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、一軸圧縮試験の項目を参照。 →中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000㎡ あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合が該当する。 →小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が 2,000㎡ 未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 未満とする。 →(工事規模の考え方) →中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000㎡ あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合が該当する。 →小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が 2,000㎡ 未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 未満とする。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数 PI : 9 以下 上層路盤 塑性指数 PI : 9 以下			
	施工	必須	粒度 (2.36mm フレイ)	JIS A 1102	2.36mm ふるい : ±15%以内	・中規模以上の工事 : 定期的または随時 (1回~2回/日)	〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、一軸圧縮試験の項目を参照。→中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000㎡ あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合が該当する。 →小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が 2,000㎡ 未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 未満とする。	
			粒度 (75 μm フレイ)	JIS A 1102	75 μm ふるい : ±6%以内	・中規模以上の工事 : 異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-14+185 砂置換法 (JISA1214) 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の 93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所 : 設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならぬとするものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足しなければならぬとするものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 →1,000㎡につき1回 →1,000㎡未満の工事(ただし、維持工事は除く)は、1工事に付き任意の3個 ・1 工事あたり 3,000 ㎡を超える場合は、10,000 ㎡以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個 (10 孔) で測定する。 (例) 3,001~10,000 ㎡ : 10 個 10,001 ㎡以上の場合、10,000 ㎡毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば 12,000 ㎡の場合:6,000 ㎡/1 ロット毎に 10 個、合計 20 個 なお、1 工事あたり 3,000 ㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1 工事あたり 3 個 (3 孔) 以上で測定する。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7	セメント安定処理路盤	施工 その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、一軸圧縮試験の項目を参照。 →中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。	
8	アスファルト舗装	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2 参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	〔工事規模の考え方〕 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000 10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、 舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの ・アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、別紙-1「アスファルト混合物事前審査における施工管理基準の取り扱い」〔平成20年7月22付け技第231号〕による。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下			・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前
ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	○					

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認									
8 アスファルト舗装	材料	その他	ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	4%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。 →中規模以上の工事とは、管理回を描いた土での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 →小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	○									
			ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4 以下				・アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、別紙-1「アスファルト混合物事前審査における施工管理基準の取り扱い」〔平成20年7月22付け技第231号〕による。	○							
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下						〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照 →中規模以上の工事とは、管理回を描いた土での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 →小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	○					
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下								・アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、別紙-1「アスファルト混合物事前審査における施工管理基準の取り扱い」〔平成20年7月22付け技第231号〕による。	○			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下										○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下											○	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下												○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4												

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 ・アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、別紙-1「アスファルト混合物事前審査における施工管理基準の取り扱い」〔平成20年7月22付け技第231号〕による。	○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4			○

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
8 アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、骨材のふり分け試験の項目を参照。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映させる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が500㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。 ・アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、別紙-1「アスファルト混合物事前審査における施工管理基準の取り扱い」〔平成20年7月22付け技第231号〕による。	○		
			プラント	必須 粒度 (2.36mm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	〔工事規模の考え方〕 ・工事規模の考え方については、骨材のふり分け試験の項目を参照。 ・アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、別紙-1「アスファルト混合物事前審査における施工管理基準の取り扱い」〔平成20年7月22付け技第231号〕による。	○	
				粒度 (75μm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μm ふるい：±5%以内基準粒度				○
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内				○
	その他	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。	随時			○		
		水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による	設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○			
		ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○			
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₅ 96%以上 X ₀ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならぬものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 →1,000㎡につき1回 →1,000㎡未満の工事（ただし、維持工事を除く）は、1工事につき任意の3個。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs 合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○		
			温度測定 (初期締固め転圧前)	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。			
			外観検査 (混合物)	目視		随時				
	その他	必須	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎 200m 毎に 1 回				
			コンシステンシー VC 試験		舗装施工便覧 8-3-3 による。 目標値 修正 VC 値：50 秒	当初				
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート 舗装技術指針 (案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧 8-3-3 による。 目標値 締固め率：96%					
	材料 (Sマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	ランマー突き固め試験		舗装施工便覧 8-3-3 による。 目標値 締固め率：97%					
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが確ましい。			
コンクリートの曲げ強度試験			JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。					
骨材のふるい分け試験			JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材 300㎡、粗骨材 500㎡ごとに1回、あるいは1回/日。		○			
骨材の単位容積質量試験			JIS A 1104	設計図書による。			○			
骨材の密度及び吸水率試験			JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○			
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地 25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下		○				

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
9 転圧コンクリート	材料（S）マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 観察で問題なければ省略できる。 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○				
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時		○				
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			○				
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	工事開始前、材料の変更時		○				
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○				
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下			○				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満以下 粗骨材：12%以下			○				
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ボルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○				
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ボルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○				
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 付属書 3C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。		上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○			
				回収水の場合： JIS A 5308 付属書 3C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬものとする。	○			
			製造（プラント）	（S）マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
						ミキサの練混ぜ性能試験		パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・4規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
						連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCCE-1 502		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による				2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○				
粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125					1回/日以上		○				
施工	必須		コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。						
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%							
			ランマー突き固め試験									

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度をまわらなければならないものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材合28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による		2回/日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3箇所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定		
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	【工事規模の考え方】 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡、0.000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t、0.000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装調査・試験法便覧 A900による。 舗装施工便覧 表3.3.17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		○				
粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下		○				

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 グースアスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	15~30 (1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 【工事規模の考え方】 ・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。 ・中規模以上の工事とは、管理回を描いた表での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が9,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、施工面積が9,000㎡未満、あるいは基層および表層用混合物の総使用量が500t未満とする。	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10 cm以上 (25℃)			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³			○
			プラント	必須	貫入試験 40℃			舗装調査・試験法便覧 [3]-315
リュエル流動性試験 240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3~20 秒 (目標値)			○			
ホイールトラックリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300 以上			○			
曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上			○			
粒度 (2.36mm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度			○			

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認									
10 グラスアスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (75μm フリ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数又は抽出 ・ふるい分け試験 1~2回/日	[工事規模の考え方]・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が9,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が500㎡以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、施工面積が9,000㎡未満、あるいは基層および表層用混合物の総使用量が500㎡未満とする。	○									
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○									
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	アスファルト：220℃以下 石粉：常温~150℃			随時	○								
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。											
			CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158													
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm : 砂置換法 (JIS A 1214) JIS A 1210 A-B法 最大粒径 > 53 mm : 突砂法 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。										
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。			<table border="1"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15
				面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満			1000以上 2000未満								
				測定点数	5	10			15								
	「TS・GNS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領 (案) 【情報・GNS 編】 または、「TS・GNS」を用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とす2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。														
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。													
	その他		平板荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。											
			現場 CBR 試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。											
含水比試験			JIS A 1203	降雨後または含水比の変化が認められたとき、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。													
たわみ量			舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマン-B)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施													
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。										
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm : 砂置換法 (JIS A 1214) JIS A 1210 A-B法 最大粒径 > 53 mm : 突砂法 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。								
		または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)			1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	<table border="1"> <tr> <td>面積 (m²)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15		
面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満														
測定点数	5	10	15														

平成24年度 品質管理基準 (案) (H26年度一部改正)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	TS・GNSを用いた盛土の締固め標準化施工管理要領 (案) 【TS・GNS編】による または、「TS・GNSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
			現場 CBR 試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。				
			含水比試験	JIS A 1203		降雨後または含水比の変化が認められたとき、500m³につき1回の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上				
			たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビ-ム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。				
13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			グルタイム試験							
13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を要している場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は監督職員の指示による。				
			14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回 (午前・午後) /日	
モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。							
適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-20092012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。			ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。				
確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-20092012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。							
14 アンカー工	施工	必須	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-20092012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・ カラムホールドトリフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。			
			15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)			補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験			補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
15 補強土壁工	施工	必須	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。				
			現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。	500m ² につき1回の割合で行う。但ただし、1,500m ² 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	上記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	路床・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・上記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め標準化施工管理要領（案）」 「TS・GNSS編」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。4. 土取りの状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材II）	○	
		その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合6.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合6.0%以下その他の場合7.0%以下） 粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	
		その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	
その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 付属書C 回収水の場合： JIS A 5308 付属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しない場合は確認を行うものとする。	○			
製造（コンクリート）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上				
その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○		

平成24年度 品質管理基準 (案) (H26年度一部改正)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
16 吹付工	製造(フランチ)とコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランブ平均値からの差: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、水門、水路(内幅2.0m上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランブ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○		
			塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または、設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、水門、水路(内幅2.0m上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
			スランブ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種の定義については、塩化物総量規制の項目を参照	○	
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2005	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種の定義については、塩化物総量規制の項目を参照	○
			その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、 ※ 及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種の定義については、塩化物総量規制の項目を参照	○
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
17 現場吹付砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港標第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			その他(JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上 ※ 及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS R 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法砕工	材料	その他(「II」のマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	水道水及び水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書 4C	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	水道水を使用している場合は試験に換え、水道水を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308 付属書 4C	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は水道水及び水道水以外の水の規定に適合しなくてはならないものとする。	○	
	製造(「II」のマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
	連続ミキサの場合：土木学会標準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下			○			
	施工	その他	スランブ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準 JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取り、キャッピングを行う。1日に6本(φ7~3本、φ28~3本、)とする。	・参考値：18N/mm ² 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照
その他		塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または、設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	○	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	○	
		ロックボルトの引抜き試験	参考資料 ロックボルトの引抜き試験	引抜き耐力の80%程度以上。	施工本数の5%かつ3本以上。または、設計図書に明示された数。			
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
18 河川・海岸土工	材料	必須 その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験 土盤地盤材料試験の方法と解説	JIS A 1217				

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認							
18 河川・海岸土工	材料	その他	土のせん断試験	土盤地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。									
			土の透水試験	JIS A 1218											
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A1214） JIS A 1219 A-B法 最大粒径>53mm： 突砂法（舗装調査・試験法便覧 [4]-185）	最大乾燥密度の85%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】空気間隙率 Va が Va≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】飽和度 Sr が 85%≦Sr≦95%または空気間隙率 Va が 2%≦Va≦10% または設計図書による書き換え値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体高さ延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。								
			または、RI計器を用いた盛土の締め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の99.2%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分<50%）】空気間隙率 Va が Va≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】飽和度 Sr が 85%≦Sr≦95%または空気間隙率 Va が 2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"> <tr> <th>面積 (m²)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> <tr> <th>測定点数</th> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満									
	測定点数	5	10	15											
	「TS・GNSS」を用いた盛土の締めの構造化施工管理要領（案）【特編・GNSS編】 または、「TS・GNSS」を用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。												
	その他	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。									
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。									
	19 海岸土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。								
土の粒度試験				JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。									
土粒子の密度試験				JIS A 1202											
土の含水比試験				JIS A 1203											
土の液性限界・塑性限界試験				JIS A 1205											
土の一軸圧縮試験				JIS A 1216											
土の三軸圧縮試験				土盤地盤材料試験の方法と解説											
土の圧密試験				JIS A 1217											
土のせん断試験				土盤地盤材料試験の方法と解説											
土の透水試験				JIS A 1218											
20 砂防土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。									
			現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A1214） JIS A 1219 A-B法 最大粒径>53mm： 突砂法（舗装調査・試験法便覧 [4]-185）	最大乾燥密度の85%以上、または書に示された値	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体高さ延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。								
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A1214） JIS A 1219 A-B法 最大粒径>53mm： 突砂法（舗装調査・試験法便覧 [4]-185）	最大乾燥密度の85%以上、または書に示された値	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体高さ延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。								
			または、RI計器を用いた盛土の締め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1"> <tr> <th>面積 (m²)</th> <th>500未満</th> <th>500以上 1000未満</th> <th>1000以上 2000未満</th> </tr> <tr> <th>測定点数</th> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			面積 (m ²)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満									
	測定点数	5	10	15											
	「TS・GNSS」を用いた盛土の締めの構造化施工管理要領（案）【特編・GNSS編】 または、「TS・GNSS」を用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。												
	その他	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。									
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。									

平成24年度 品質管理基準(案)(H26年度一部改正)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
4420 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」【付編・GNSS編】による または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
4421 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。			
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)			
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					
			土の含水比試験	JIS A 1203		「路体・路床及び土質の変化した時」 「路床・全断面の変化が認められた時」 当初及び土質の変化した時。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
			土の三軸圧縮試験	「築地盤材料試験の方法と解説」					
			土の圧密試験	JIS A 1217					
			土のせん断試験	「築地盤材料試験の方法と解説」					
土の透水試験	JIS A 1218								
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm : 砂置換法 (JISA1214) JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53 mm : 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	「路体・最大乾燥密度の95%以上」 「路床・最大乾燥密度の90%以上」 【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 10% または飽和度 Sr が 85% ≤ Sr ≤ 95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 Va が 2% ≤ Va ≤ 8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	「左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合」 は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	「路体・路床とも、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上」 【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。				
				面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満	1000以上	
				測定点数	5	10	15		
		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」【付編・GNSS編】による または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。			
		現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。				

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2021 道路土工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。 路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 トランジカピリティが悪いとき。 必要に応じて実施。 (例) トランジカピリティが悪い時 ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216				
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルメーター)				
2022 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ² 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5~2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m ² 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m ² 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。		5,000m ² につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ² 以下のものは1工事2回実施する。	500m ² 以下は監督職員承諾を得て省略できる。
2023 コンクリートダム	材料(シマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：2009年制定[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下(ただし、砕石で失われるものが砕石粉の場合は1.5%以下) 細骨材：5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は7.0%以下) コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下			○	
		練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書 AC 回収水の場合： JIS A 5308 附属書 AC	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなればならないとするものとする。	○	

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23 コンクリートダム	製造（フランク） （JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
			塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502.503）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
単位水量測定	レディミキストコンクリートの品質確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、 重要構造物の場合 は重要度に応じて1.00～1.50m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が2.0mm～2.5mmの場合は1.75 kg/m ³ 、4.0mmの場合は1.65 kg/m ³ を基本とする。				
スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5 cm以上8 cm未満：許容差±1.5 cm スランプ8 cm以上18 cm以下：許容差±2.5 cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）				
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）						
コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3個 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当りの割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。					
温度測定（気温・コンクリート）	温度計による		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。					
コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2個 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上				
コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					
コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1個 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					
コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3個 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3個 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
2324 覆工コンクリート (NATM)	材料 (C) マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国産環第35号、国産環第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○			
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コクリート用再生骨材 H)	○			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121, JIS A 5005	40%以下補装コンクリートは25%以下 但し、積雪寒冷地の補装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○			
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	細骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下) 粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモル圧縮強度による試験方法」による。	○			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○			
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○			
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○			
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 付属書 3C	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○			
				回収水の場合： JIS A 5308 付属書 3C	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬとする。	○			
			製造 (フランク)	C) マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
						ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下						○				
細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による				2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125					1回/日以上		○			
施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○				

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
2424 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定	レディミクストコンクリートの品質確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、 または 構造物の場合は重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は17.5kg/m ³ 、40mmの場合は16.5kg/m ³ を基本とする。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所採取し、1回につき6本個（σ7003本個、σ28003本個）とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		
			塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許公差）	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等			
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。			
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
	2425 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		
その他（コマーケ表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		
骨材の単位容積質量試験				JIS A 1104		ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			
骨材の密度及び吸水率試験				JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下				
骨材の微粒分量試験				JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材- 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材- コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（高砂利およびスラグ細骨材を用いた場合砕石がすりへり作用を受ける場合5.0%以下） 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）				
砂の有機不純物試験				JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		
モルタルの圧縮強度による砂の試験				JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			
骨材中の粘土塊量の試験				JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験				JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		
粗骨材の粒形判定実績率試験				JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
2425 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他(2)のマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 付属書 9C	懸濁物質の量: 2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l 以下 塩化物イオン量: 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上				工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。
		回収水の場合: JIS A 5308 付属書 9C	塩化物イオン量: 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上			・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならぬとする。	○		
	製造 (プラント)	その他(2)のマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	設計図書による 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランブ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上	○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランブ差: 3cm以下			○		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。		○	
	施工	必須	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	
コンクリートの圧縮強度試験			JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工区長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7…3本、φ28…3本、)とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上			
スランブ試験			JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上			
空気量測定			JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)					
コアによる強度試験			JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
2526 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	
			施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201					
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。			

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2627 路上再生路盤工	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正 CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	〔工事規模の考え方〕 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする 以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧 表-4-73.2.8 路上再生路盤 骨材用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			
	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	○		
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-14485 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	4,000m ² につき1個 ・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加え平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	○
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69				
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日		
2728 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207				
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				
新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左						
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上。 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	4,000m ² につき1個 ・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加え平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	○	
		温度測定	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
		かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-8に準じる	-0.7cm以内	1,000㎡/毎			

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2728 路上表層再生工	施工	その他	粒度 (2.36mm フライ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度 (75μm フライ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μm ふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			
2829 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・[工事規模の考え方] ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000 10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が 2,000 2,000m ² 未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 未満とする以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400m ³ 以上 1,000m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45 以上 吸水率：3.0%以下			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4 以下			
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下			
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ (SS)：30%以下			
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下						

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2829 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	〔工事規模の考え方〕 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で、管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡あるいは使用する「基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する」 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは「基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする」 ・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。	○
			針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上			○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm 以上 (15℃)			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○
			タフネス・テナシディ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m			○
			密度試験	JIS K 2207				○

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
229 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mm フライ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出 ・ふるい分け試験 1～2回/日 	<p>〔工事規模の考え方〕</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた土での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が9,000㎡あるいは使用する表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が9,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。</p> <p>・工事規模の考え方については、骨材のふるい分け試験の項目を参照。</p>	○
			粒度 (75μm フライ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μm ふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。			随時
	その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
		ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
		カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	
	舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め転圧前)	温度計による	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X10 1000mL/15sec 以上 X10 300mL/15sec 以上 (歩道箇所)	1,000㎡ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	<p>・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000㎡につき1個)</p> <p>・小規模以下の工事：異常が認められたとき。</p> <p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10個の測定値平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加え平均値 X6 が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。</p> <p>(例)</p> <p>3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。</p> <p>例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個</p> <p>なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。</p>	<p>〔工事規模の考え方〕</p> <p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた土での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が9,000㎡あるいは使用する表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合、舗装施工面積が9,000㎡未満あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満とする。</p>	
			外観検査 (混合物)	目視		随時		
再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度			舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500tごとに1回。			
再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上						
230 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいとどまるものと、水洗後の75μmふるいとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207 石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化時		○
			粒度 (2.36mm フライ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.29.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。	○
			粒度 (75μm フライ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μm ふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.29.5による。	印字記録の場合：全数	印字記録の場合：全数	○

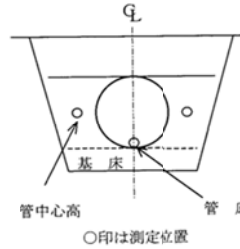
平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
2430	プラント再生舗装工	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.49.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日・中規模以上の工事：定期的又は随時、小規模以下の工事：異常が認められるとき。印字記録の場合：全数		○		
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○		
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認	○		
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐摩耗性の確認	○		
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視			随時			
			温度測定（初期締固め転圧前）	温度計による			随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならぬとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならぬとするものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 →1,000㎡につき10個 →1,000㎡未満の工事（ただし、維持工事は除く）は、1工事につき任意の3個。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。				
2431	工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。	○		
				機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。		
				外観検査（付属部材）	目視及び計測					
2432	ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ：50μm以下 二次部材の最大表面粗さ：100μm以下 （ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2001）に規定する表面の粗度をあらわし、50μm以下は表面あらさ50/1000mmの四角を示す最大高さ粗さRZとする。		
				ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		
				スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				
				上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
			その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				
				ベベル精度	計測器による計測					
				真直度	計測器による計測					
2433	溶接工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 148.4.4 溶接施工法 図-148.4.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○		
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○		
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の規格要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 4号Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 148.4.4 溶接施工法 図-148.4.2 衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○		

平成24年度 品質管理基準(案)(H26年度一部改正)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 148.4.4 溶接施工法図-148.4.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち現場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○		
			非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 18.4.6 外部さす検査 18.4.7 内部さす検査の規定による	引張側→3類以上 圧縮側→3類以上 同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 148.4.4 溶接施工法図-148.4.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち現場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○		
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 148.4.4 溶接施工法図-148.4.3 すみ肉溶接試験(マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 148.4.4 溶接施工法図-148.4.3 すみ肉溶接試験(マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち現場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○		
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による 降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち現場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○		
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	○			
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	引張側→3類以上 圧縮側→3類以上 試験で検出されたさす方法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。ただし、寸法による表面に開口した割れ等の面状さす方法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が 25mm 以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4 (透過写真によるさすの像の分類方法) に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4 (透過写真によるさすの像の分類方法) に示す 3 類以上とする。	放射線透過試験の場合は JIS Z 3104 による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合は JIS Z 3060 による。	「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等の条件によるさす(等級に依りて、アンダーカットの規格値は 0.2mm 以下である)は、0.0mm である。 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 表-解 18.4.5 に各継手の強度等級を満たすうえでの内部さす寸法の許容値が示されている。 なお、表-解 18.4.5 に示されていない継手の内部さす寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」が参考とできる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○		
			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。			
			外観形状検査(ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成する T 継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込開先溶接には、1 継手につき 3 個または継手長 1m につき 3 個までを許容する。ただし、ピットの大きさが 1mm 以下の場合には、3 個を 1 個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する				
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ 25mm の範囲で 3mm 以下。					
			外観形状検査(アンダーカット)		アンダーカットの深さは、0.5mm 以下である。ただし、 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 18.4.6 外部さす検査の規定による				「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 表-解 18.4.4 に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 18.4.4 に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」が参考とできる。	
			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。				
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の両端各 50mm を除く部分では、溶接長さの 10% までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに -1.0mm の誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				
外観形状検査(余盛高さ)		道路橋示方書・同解説による 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B								

平成24年度 品質管理基準（案）（H26年度一部改正）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
2233 溶接工	施工	必須	外観形状検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜き取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。		
2234 耕作道路工（路盤工）	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001	粒状路盤：修正CBR10%以上	工事開始前及び材料が変わった場合。		○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			○	
	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		品質に異常が認められた場合			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下				
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。					
2235 開排水路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	工事開始前及び土質の変化した時。	監督職員との協議の上で、転圧を行うものとする。		
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 G021	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	工事開始前及び材料が変わった時。			
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 S044	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。			
2236 砂基礎工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210		工事開始前及び土質の変化した時。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					
			土の粒度試験	JIS A 1204					
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	締固めの規定（JISA1210のA・B法） 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上 締固め度＝ 現地締固めた後の乾燥密度 JIAA1210の試験方法による最大乾燥密度×100（%） 上記によらない場合は、特記仕様書設計図書によるものとする。	延長200mごとに1回。上記未達は2回測定する。なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とするが、監督職員との協議の上決定するものとする。			
2237 ため池工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	工事開始前及び盛土材料が変わった時。	土地改良事業設計指針「ため池整備」		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					
			含水比試験	JIS A 1203					
			土の粒度試験	JIS A 1204					
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説		盛土材料が変わった時。			
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	最大乾燥密度の90%以上 詳細については設計図書による。 または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	盛土高さがおおむね60cmに達するごとに おおむね50～100m間隔に1回	土地改良事業設計指針「ため池整備」		
現場透水試験（遮水性ゾーンのみ）			地盤工学会基準 JGSA1316	K＝1～5×10 ⁻⁵ cm/s（設計値以下）		土地改良事業設計指針「ため池整備」			
2238 管路・畑かん施設工	施工	必須	管布設工通水試験	別紙（P2-35、36）による。	同左	同左	監督職員と協議の上、試験を行うものとする。		
2239 間伐材	材料	その他	末口径確認（原木丸太使用）	実測による。	設計直径の概ね80%から概ね140%の範囲。	各部材・搬入毎に1本以上。	工法により径が規制される場合の規格値は、設計図書による。		
			曲がり（原木丸太使用）	実測による。	概ね通直材とする。	各部材・搬入毎に1本以上。	工法により曲がり規制される場合の規格値は、設計図書による。		
			防腐処理	防腐処理・防腐剤 JIS A 9002 防腐剤 JIS K 1570 針葉樹の構造用製材の日本農林規格	針葉樹の構造用製材の日本農林規格第4条の区分「保存処理」の基準（2）の表の性能区分による。必要性性能区分は、設計図書による。	防腐・防蟻処理成績書（メーカー）による。	報告書記載内容に問題があれば立会検査する。	○	

2. 石材等

2-1 砂

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 敷砂 2) 改良杭材 3) 置換材	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	〈特〉による。	〈特〉による。	特による。	試験成績表を提出	
4) 中詰砂	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		最大粒径	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		単位体積重量	〈特〉による。観察	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
5) 載荷材	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		単位体積重量	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

2-2 砂利・碎石

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 碎石	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
		比重	JIS A 1110	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
		吸水量	JIS A 1110	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	

2-3 石

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 石	材質	外観	観察	〈共〉第4編 2-3-4による。	施工中適宜		
		石の種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		比重	JIS A 5006	〈特〉による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。
		規定外質量の比率	観察	〈特〉及びJIS A 5006による。	施工中適宜		

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
4) H形鋼杭	化学成分、 機械的性質 外 観	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査 証明書)を提出	
		有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS A 5526	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び(特)の形状 寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時	試験成績表(検査 証明書)を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及び のど厚並びにサイズの 過不足等有害な欠陥 がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過 試験	(特)による。	(特)による。	試験成績表(検査 証明書)を提出	

5-2 鋼板及び形鋼等

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼板、形鋼等	化学成分、 機械的性質 外 観	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査 証明書)を提出	
		有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS G 3101	搬入時、全数又は 結束毎		
	形状寸法	JIS 及び(特)の形状 寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表(検査 証明書)を提出	

5-3 棒 鋼

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 普通棒鋼	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表に より確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査 証明書)を提出	
			JIS G 3112 又は JIS G 3101 公的機関の 試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117			
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、全数又は 結束毎		
	形状寸法	JIS 及び(特)の形状 寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査 証明書)を提出	
2) 異形棒鋼	化学成分、 機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表に より確認	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査 証明書)を提出	
			JIS G 3112 公的機関の 試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3117			
	外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又は 結束毎		
	形状寸法	JIS 及び(特)の形状 寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査 証明書)を提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3551	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	

6. セメント及び混和材料

6-1 セメント

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) JISマーク表示 認証工場製品	セメント	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
2) JISマーク表示 認証工場製品以外・現場練りコンクリート	外 観 化学成分	セメントの種類 JIS に適合していること。	観 察 製造工場の試験成績表により確認	JIS R 5210 JIS R 5211 JIS R 5212 JIS R 5213 JIS R 5214	搬入時適宜 1 箇月 1 回又は搬入の都度	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	

6-2 混和材料

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) JISマーク表示 認証工場製品	混和材料	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
2) JISマーク表示 認証工場製品以外・現場練りコンクリート	化学成分	JIS 及び土木学会規準に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認 土木学会規準 D.1	〈特〉による。 JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206	1 箇月 1 回又は搬入の都度	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	コンクリート標準示方書参照D.1;コンクリート用流動化剤品質規準

6-3 コンクリート用水

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) JISマーク表示 認証工場製品	水	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
2) JISマーク表示 認証工場製品以外・現場練りコンクリート水(上水以外)	化学成分	コンクリートの強度に対する影響 有害物の含有量	JIS A 5308 付属書 9 公的機関の試験成績表により確認	JIS A 5308 付属書 9 JIS A 5308 付属書 9	配合設計前 配合設計前	試験成績表を提出 試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照

7. セメントコンクリート製品

7-1 一般事項

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) コンクリート杭 2) コンクリート 矢板 3) 境界ブロック	外観 形状寸法	有害な傷がないこと。 JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	観察 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5372 JIS A 5373 JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365	搬入時、全数	試験成績表(検査証明書)を提出	曲げ強さは試験成績表(検査証明書)で確認する。

8. 瀝青材料

8-1 舗装用アスファルト材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) アスファルト コンクリート 舗装用材 (アスファルト)	化学成分	〈特〉の品質であること。	石油アスファルト JIS K 2207 又は製造工場の試験成績表により確認	<u>試験方法</u> 針入度試験 JIS K 2207 軟化点試験 JIS K 2207 伸度試験 JIS K 2207 蒸発量試験 JIS K 2207 比重試験 JIS K 2249 セイボルトフロール度試験 舗装施工便覧 アスファルト乳剤の品質試験 JIS K 2208 クレオソート油加工エタール・タール ピッチ試験方法 JIS K 2439 カットバックアスファルトの品質試験 ASTM D 2027 ASTM D 2028	当初及び製造工場又は規格の変化毎	試験成績表(検査証明書)を提出	

8-2 プライムコート及びタックコート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) タックコート・ プライムコート	化学成分	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 2208	搬入時適宜	試験成績表(検査証明書)を提出	

11-3 被覆防食材料

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) モルタル被覆	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜	試験成績表（検査証明書）を提出	
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎		
2) 保護カバー	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜	試験成績表（検査証明書）を提出	
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎		

12. 防舷材・滑り材

12-1 ゴム防舷材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) ゴム防舷材	材質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が〈共〉第4編 表2-8に適合、かつ〈共〉第4編 2-13-1-4. の耐久試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業実施する機関の証明書により確認。（漁港用ゴム防舷材については、「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書によることができる）	〈共〉第1編 表2-8 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257:1993 JIS K 6259 〈共〉第4編2-13-1-4. による。	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表（検査証明書）を提出。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出。（漁港用ゴム防舷材については、「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書によることができる）		
		性能	反力及び吸収エネルギー	〈特〉による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	〈特〉による。	搬入前 10本に1本	試験成績表（検査証明書）を提出	
		外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
		形状寸法	長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。様式・品質12-1は参考。
2) 取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜			
		形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	観察	〈特〉及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

12-2 滑り材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) 滑り材	材質	〈特〉の材質に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	〈特〉及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出		
		外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
		形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、適宜	工場の測定表を提出	

15. マット

15-1 アスファルトマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) アスファルトマット (洗掘防止)	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈共〉第4編 2-16-1又は〈特〉による。	1,000m ² に1回	試験成績表及び配合表を提出	17-1アスファルト舗装を適用する。	
	外観	補強材の種類は〈特〉に適合していること。	観察	〈特〉による。	搬入時、適宜			
	形状寸法	厚さ		スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し提出	
		幅及び長さ		スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に1枚を1箇所	管理表を作成し提出	
2) 摩擦増大用マット	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈共〉第4編 2-16-1又は〈特〉による。	1,000m ² に1回	試験成績表及び配合表を提出	17-1アスファルト舗装を適用する。	
	外観						15-1-1)アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。	
	形状寸法						15-1-1)アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。	

15-2 繊維系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096

15-3 合成樹脂系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773

15-4 ゴムマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252

16-1 レディーミクストコンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) JISマーク表示 認証工場製品		圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、呼び強度（指定強度）の値の85%以上 3回の試験結果の平均値は、呼び強度（指定強度）の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照 少量の場合は省略できる。
		曲げ試験	JIS A 1106	1回の試験結果は、呼び強度（指定強度）の値の85%以上 3回の試験結果の平均値は、呼び強度（指定強度）の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照 少量の場合は省略できる。
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所で測定	〈特〉による。 5℃以上35℃以下	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
			打設場所で測定	〈特〉による。 5℃以上35℃以下			配合計画書の「指定事項」と対比
	単位水量						第1編 第3章鉄筋・無筋コンクリートの規定による。
塩化物含有量	塩化物量試験	JIS A 1115 JIS A 1144又は、監督職員の承諾する方法	JIS A 5308 による。	第1回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。	

16-2 コンクリートミキサー船

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) コンクリートミキサー船							16-1レディーミクストコンクリートを適用する。

16-3 現場練りコンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 現場練りコンクリート							
イ) 配合指定	示方配合	試験練り	JIS A 1138 又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認		施工前1回	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照 σ_{28} は、配合強度を標準とする。
	現場配合	細骨材の表面水量	JIS A 1111 JIS A 1125		1日1回以上	試験成績表を提出	
		骨材の粒度	JIS A 1102	〈共〉第4編 表2-1	1日1回	試験成績表を提出	2-1砂を適用する。
	材料の計量	計量装置の精度バッチミキサ	静荷重試験			6箇月1回	検定合格証又は試験成績表（写）を提出
連続練りミキサ		キャリブレーション			工事開始前1回	各材料ごとのキャリブレーション結果を提出	

18-3 化学系(FRP)部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) FRP部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 2-19-3 又は〈特〉による。		試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 2-19-3 又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	
	質量	〈特〉の質量に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 2-19-3 又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	

18-4 その他部材(素焼瓦等)

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) その他部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 2-19-4 又は〈特〉による。		試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 2-19-4 又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	
	質量	〈特〉の質量に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	〈共〉第4編 2-19-4 又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	

19. その他

19-1 ペーパードレーン

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ドレーン材	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜	試験成績表を提出	
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	管理表を作成し提出	

19-2 路盤紙

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 路盤紙	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	〈特〉による。	

19-3 防砂目地板

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 防砂目地板	材質	種類	観察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に1回	〈特〉による。	

19-4 区画線及び道路標示

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 区画線及び道路標示	材質	種類 品質	観察 〈特〉による。	〈特〉による。 〈共〉第4編 2-20-4 又は〈特〉による。	施工中適宜 搬入前に1回	〈特〉による。	

19-5 道路標識

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 道路標識	材質	種類 品質	観察 〈特〉による。	〈特〉による。 〈共〉第4編 2-20-5 又は〈特〉による。	施工中適宜 搬入前に1回	〈特〉による。	

19-6 防護柵

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 防護柵	材質	種類 JIS規格に適合していること。	観察 製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。 〈共〉第4編 2-20-6 又は〈特〉による。	施工中適宜 搬入前に1回	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	

19-7 溶接材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 溶接材	材質	種類 JISに適合していること。	観察 製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。 〈共〉第4編 2-20-7 又は〈特〉による。	施工中適宜 搬入前に1回	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	
		溶接部の強度 引張及び曲げ	JIS Z 3121、3131等公的機関の試験成績により確認	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表（検査証明書）を提出	
		非破壊試験	JIS Z 3104放射線透過試験の他、〈特〉による。 カラーチェック	〈特〉による。 〈特〉による。	〈特〉による。 〈特〉による。	写真又はフィルムを提出 写真を提出	

19-8 ガス切断材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ガス切断材	材質	種類 JISに適合していること。	観察 製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。 〈共〉第4編 2-20-8 又は〈特〉による。	施工中適宜 搬入前に1回	監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出	

19-9 汚濁防止膜

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 汚濁防止膜	材質	種類 品質	観察 〈特〉による。	〈特〉による。 〈特〉による。	施工中適宜 搬入前に1回	〈特〉による。	

写真管理基準（案）

1. 総則

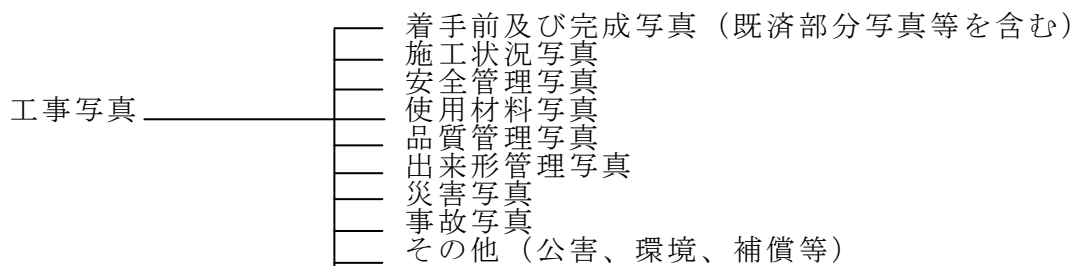
1-1 ~~（適用範囲）~~

~~1~~ この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7に定める公共工事の工事写真（~~電子媒体によるものを含む~~）による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。

1-2 ~~（工事写真の分類）~~

~~2~~ 工事写真は次のように分類する。



2. 撮影

~~（工事写真の撮影基準）~~

~~3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。~~

~~(1) 2-1 撮影頻度~~

工事写真の撮影頻度は別紙は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

~~(2) 2-2 撮影方法~~

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙小黒板等の拡大写真の添付や写真目次等の写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工

「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。

2-4 ~~（写真の省略）~~

~~4~~ 工事写真は次の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略することができるものとする。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

2-6 撮影の仕様

~~写真の編集等~~（写真の色彩）やサイズは以下のとおりとする。

- ~~5~~ (1) 写真はカラーとする。

- (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

~~(写真の大きさ)~~

~~6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさ~~
~~とすることができる。~~

- ~~(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とする~~
~~ことができる。~~
~~(2) 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。~~

~~(工事写真帳の大きさ)~~

~~7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。~~
~~工事写真帳とは、整理条件で写真管理されたものをいい、原本とは撮影頻度~~
~~で写真整理されたものをいう。~~

~~(工事写真の提出部数及び形式)~~

- ~~8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。~~
~~(1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。~~
~~(2) 原本としては、ネガ(A.P.Sの場合はカートリッジフィルム)または電子~~
~~媒体~~
~~とする。~~
~~(3) 請負者は、原本を適切な管理のもとに保管し、発注者の請求に対して直ちに~~
~~提出しなければならない。~~

~~(工事写真の整理方法)~~

- ~~9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。~~
~~(1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバム~~
~~に、撮~~
~~影内容等がわかるように整理し提出する。A.P.Sのカートリッジフィルムで~~
~~提出~~
~~する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、イン~~
~~デッ~~
~~クス・プリントとともに提出する。~~
~~(2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の整理条件に~~
~~示す~~
~~ものを標準とする。~~
~~なお、整理条件とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、~~
~~工事~~
~~写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。~~
~~(3) 電子媒体での提出で、監督職員の承諾があれば工事写真帳の提出を省略で~~
~~きる。~~

~~(電子媒体に記録する工事写真)~~

~~10. 電子媒体に記録する工事写真については、「電子納品運用ガイドライン(簡~~
~~易~~
~~版)【業務編・工事編】」によるものとする。この場合工事写真帳の提出は~~
~~不要~~
~~とする。~~

~~2-7 (留意事項等)~~

- ~~1-1. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。~~
- ~~(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員~~
~~の指示により追加、削減するものとする。~~
 - ~~(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。~~
 - ~~(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が~~
~~確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。~~
 - ~~(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等(撮影位~~
~~置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付参考図として~~
~~作成する。~~
 - ~~(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目~~
~~を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。~~

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】」によるものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。

4. ~~（その他）~~

~~1-2-1~~ 撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での使用が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 整理条件の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前 適宜 〔着手前〕	着手前 2,3枚程度	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後 適宜 〔完成後〕	施工完了後 2,3枚程度	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	設計図書（工事）の一連の流れが分かる程度に適宜	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 2,3枚 〔施工中又は後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明（JISマーク表示）	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		
品質管理		別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影			
		不可視部分の撮影	適宜	適宜	
		出来形管理基準で定められていない	監督職員と協議事項		

災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
その他補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
	テパリング試験				
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		マーシャル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]		
		温度測定 (コンクリート)			
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		
		コアによる密度測定			
10	ガスアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		リュエル流動性試験240℃			
		ホイールラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		ガスアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定		
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ブルーフローリング			
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中]		
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			

撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
26	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
CAEの一軸圧縮試験					
含水比試験					
27	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度			
	アスファルト量抽出粒度分析試験				
28	排水性舗装工・透 水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
	カンタプロ試験				
	排水性舗装工・透 水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
外観検査					
29	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		再生アスファルト量			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
温度測定					
現場密度の測定					
30	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
31	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対す る検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮 影 ・TSの設置状況 と出来形計測対 象点上のプリズ ムの設置状況が わかるように撮 影
						法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕 「TSを用いた出来形管理要 領(土工編)」による 1工事1回 〔掘削後〕		
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	3		盛土工	巻出し厚	領(土工編)」による	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮 影 ・TSの設置状況 と出来形計測対 象点上のプリズ ムの設置状況が わかるように撮 影
						締固め状況	1工事1回 〔掘削後〕 「TSを用いた出来形管理要 領(土工編)」による 1工事1回 〔施工後〕		
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕		
							「TSを用いた出来形管理要 領(土工編)」による 1工事1回 〔施工後〕		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
							「TSを用いた出来形管理要 領(土工編)」による 1工事1回 〔施工後〕		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)	代表箇所 各1枚	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋につ いて適用)		
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	代表箇所各1 枚〔試験種別 毎〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3	2	14	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所 に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	
						配置誤差	1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
3	2	15	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕		
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強 土工法)	高さ 鉛直度	200120mm又は1施工箇所 に1回 (埋戻し前)	代表箇所 各1枚	
3	2	15	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	16	1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3	2	18	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	代表箇所 各1枚	

3. 一般施工

3-1 共通的工程

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度		
1. 排砂管設備工							
1) 排砂管設備	施工管理	排砂管設備	排砂管、零号等設置撤	布設撤去の作業時	不要	設置状況が判明できるように撮影	
2. 土運船運搬工							
1) 土運船運搬	施工管理	土砂の運搬状況	運搬時積載状況	土砂運搬時	不要	運搬経路が判明できる背景を入れて撮影	
3. 揚土土捨工							
1) バージアンローダー揚土	施工管理	使用船舶機械等 バーミアンローダー揚土、空気圧送揚土	作業現場	現地搬入前 また 又は現地搬入時	不要	全景及び数量が判明できるように撮影 (特)の内容に対応させる。	
2) 空気圧送揚土			排砂状況	排砂時			
3) リクレーマ揚土			海洋汚染防止対策	余水吐における濁り防止処置、設置及び状態			
4) バックホウ揚土			リクレーマ揚土、バックホウ揚土	土砂の揚土状況			揚土作業時
4. 圧密・排水工							
1) サンドドレーン【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械毎打設時	不要		
	品質管理		記録計器	打設時			
			測量槽等	測量中、槽等毎			
			砂運搬船舶機械	運搬中			
		材料の確認	材 料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	不要		
		品質試験状況	試験時				
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	不要	全 景	
		その他	発動発電機	現場搬入時、組立時、機械毎		全 景	
		施工状況	作業状況	施工時		全 景	
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	不要	全 景	
			材料置場	現場搬入時		全 景	
2) 敷 砂	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	不要	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影	
3) 敷砂均し			均し船舶機械	均し作業時			
			その他	海洋汚染防止対策			対策を講じた時
				飛砂防止対策			対策を講じた時
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	不要		
			品質試験状況	試験時			
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	全景については、位置が判明できる背景を入れる。	
4) 載荷土砂	施工管理	使用船舶機械等	砂運搬船、機械	運搬時、船舶機械毎	不要		
			排砂管設備	敷設時			
			浚渫船（採取船）	排砂中			
			その他	浚渫中			
			海洋汚染防止対策	対策を講じた時			

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	不要	
			品質試験状況	試験時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	全景については、位置が判明できる背景を入れる。 3-1-4 圧密・排水工 1) サンドドレーンを適用する。
5) ペーパードレーン						
6) グラベルマット	施工管理	使用船舶機械等	運搬及び均し（船舶） 機械	作業施工時	不要	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影
		施工状況	砕石投入状況	投入時、規格毎及び作業機械・船種毎		
		その他	砕石均し状況	規格及び作業機械・船種毎		
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	不要	
				品質試験状況	試験時	
		出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚
7) グラベルドレーン	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	不要	全 景
		その他	アースオーガマシン、リーダーオーガ、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル	現場搬入時、組立時、機械毎		全 景
		施工状況	作業状況	施工時		全 景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	不要	全 景
			材料置場	現場搬入時		全 景
5. 締固工						
1) ロッドコンパクション	施工管理	使用施工機械	振動体（パイプロ）	現場搬入時、組立時、機械毎	不要	全 景
		その他	ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー	現場搬入時、組立時、機械毎		全 景
		施工状況	作業状況	施工時		全 景
	品質管理	材料の確認	品質試験状況	試験時	不要	全 景
			材料置場	現場搬入時		全 景
2) サンドコンパクションパイル【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械	組立完了後船舶機械毎打設時	不要	
			記録計器	打設時		
			測量槽等	測量中、槽等毎		
			砂運搬船舶機械	運搬中		
	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	不要	
				品質試験状況	試験時	

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度		
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン	現場搬入時、組立時、機械毎	不要	全景	
		その他	リーダー、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル	現場搬入時、組立時、機械毎		全景	
	品質管理	施工状況	材料置場	施工時		不要	全景
3) 盛上土砂撤去	施工管理	材料の確認	品質試験状況	現場搬入時	不要	全景	
		使用船舶機械等	使用船舶、機械等	試験時		全景	
	出来形管理	施工状況	撤去状況	撤去中		代表箇所 各1枚	使用機械器具が判明できるように撮影
4) 敷砂		その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時			
5) 敷砂均し		出来形の確認	測定状況	測定時			
6. 固化工							
1) 深層混合処理杭	施工管理	使用船舶機器等	改良船、材料運搬船、潜水土船、引船、揚錨船	搬入時、船舶機械毎	不要		
			施工状況	測量機設置、撤去状況			測量機設置時、改良船位誘導時
			障害物撤去状況	障害物調査、撤去時			
			改良杭打設状況	試験杭打時、作業施工時			
			海洋汚染防止対策	対策を講じた時			
	改良船計器類 代表的計器	計測時					
品質管理	材料の確認	固化材料	現場搬入時、材料毎	不要			
		品質管理試験状況	試験時、試験種類毎				
2) 盛上土砂撤去						3-1-5縮固工 3) 盛上土砂撤去を適用する。	
3) 敷砂						3-1-4圧密・排水工 2) 敷砂、3) 敷砂均しを適用する。	
4) 敷砂均し							
5) 事前混合処理	施工管理	使用船舶機器等	主要船舶機械	搬入時、船舶機械毎	不要	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影	
			材料の貯蔵	貯蔵状況			貯蔵時
			プラントの設備	全景及び細部			施工時
			施工状況	混合処理状況			混合作業時
			処理土運搬状況	運搬時			
	処理土投入状況	投入時					
品質管理	材料の確認	固化材料	現場搬入時、材料毎	不要			
		品質管理試験状況	試験時、試験種類毎				
6) 表層固化工	施工管理	使用船舶機器等	主要船舶機械	搬入時、船舶機械毎	不要	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影	
			材料の貯蔵	貯蔵状況			貯蔵時
			プラントの設備	全景及び細部			施工時
			施工状況	配合状況			施工時
			固化処理状況	施工時			
	品質管理	材料の確認	固化材料	現場搬入時、材料毎			不要
		配合試験状況	試験時				
		品質管理試験状況	試験時、試験種類毎				

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度		
7. 洗掘防止工							
1) 洗掘防止	施工管理	マット類の確認	補強材セット状況	作業中施工時、完了時	不要	作業状況が判明できるように撮影	
			アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時			
			搬入仮置	搬入仮置時			
			アンカー取付け、加工	取付加工時			
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時			
	出来形管理	出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確	敷設完了時	代表箇所 各1枚	確認箇所が判る背景を入れる。	
8. 中詰工							
1) 砂・石材中詰	施工管理	使用船舶機械等	運搬船等	施工時	不要	作業状況が判明できるように撮影	
			投入	施工時			
			均し	施工時			
			締固め	施工時			
	品質管理	品質試験	品質試験状況	試験項目毎	不要	テープ等を同時撮影	
材料の確認			材料及び作業船等	搬入時に適宜			
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	均し完了後	代表箇所 各1枚	中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影	
2) コンクリート中詰						2. 無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8中詰工 1) 砂・石材中詰を適用する。	
3) プレパックドコンクリート中詰						2. 無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8中詰工 1) 砂・石材中詰を適用する。	
9. 蓋コンクリート工							
1) 蓋コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船	コンクリート打設前	不要	・コンクリートミキサー船及び付属船の形状が判るように前方、側面からそれぞれ撮影 ・作業状況が判明できるように撮影	
			ルーフィング敷設	中詰上面			コンクリート打設前
		品質管理	出来形管理	出来形の確認	測定状況	打設完了後	2-7コンクリートの品質管理を適用する。 蓋コンクリートの施工天端とケーソン又はセルラブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影
10. 蓋ブロック工							
1) 蓋ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
			使用船舶機械等	クレーン等			作業施工時
			函台	製作函台			着工時
		品質管理	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	不要	2-7コンクリートの品質管理を適用する。 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
	型枠			組立完了	組立確認時		
	コンクリート			形状寸法、外観	打設後		
		完成	完成品	完成時		番号等を入れて撮影 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） 積重ね段数が判明できるように撮影	
			仮置状況	仮置時			
2) 蓋ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業施工時	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
			据付作業	据付作業状況			据付時
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	据付作業が判明できるように撮影 据付の全体が判明できるように撮影	

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
3) 間詰コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船	コンクリート打設前	不要	3-1-9蓋コンクリート工の関連事項を適用する。
		ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前		
	品質管理				不要	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
11. 鋼矢板工						
1) 先行掘削	施工管理	掘 削	掘削状況	作業施工時	不要	
2) 鋼矢板	施工管理	矢板の保管	保管状況	保管時	不要	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影 使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影 荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影 使用材料及び船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影 作業状況が判明できるように撮影
		矢板の積込み	吊上げ及び積込状況	作業施工時		
		矢板の運搬	運搬状況	作業施工時		
		導材の設置	導材の設置状況	作業施工時		
		矢板の建込み	建込状況（位置出し、吊込み、建込み等）	作業施工時		
		矢板の打込み	打込状況	作業施工時		
			ハンマーの種類、型式等	適 宜		
		打込記録中	測定時			
		飛油、騒音防止対策	対策を講じた時			
	継ぎ手部の離脱	離脱箇所	離脱があった時		飛油対策、騒音防止対策等を行った場合 離脱部が撮影出来ない場合は、監督職員の承諾を得ること。	
品質管理	矢板の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	不要	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影	
出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工中時及び打込完了時	代表箇所 各1枚		
12. 控 工						
1) 控鋼矢板 2) 控鋼管 3) 腹 起 4) タイ材	施工管理	腹起しの取付け	取付け及び締付状況並びに継手部の施工状況	施工中時及び打込完了時	不要	3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-6本体工（ブロック式）を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。
		タイロッド受杭	組立て及び取付状況	施工時		
		タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付け プレキャストコンクリート控壁 控杭、控矢板 控頂部コンクリート、場所打コンクリート控壁				
	品質管理	腹起し材、タイロッド、タイワイヤーの規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	観察、測定時	不要	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
	タイロッド、タイワイヤーの試験杭、矢板の品質、コンクリートの品質	引張試験の状況	試験時		3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。	
出来形管理	出来形の確認	測定状況、完成状況	施工中時及び取付完了時	代表箇所 各1枚		

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明		
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度			
13. 鋼杭工								
1) 先行掘削						3-1-11鋼矢板工 1) 先行掘削を適用する。		
2) 鋼 杭	施工管理	杭の保管	保管状況	保管時	不要	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影		
		杭の積込み	吊上げ及び積込状況	作業施工時		使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影		
		杭の運搬	運搬状況	作業施工時		荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影		
		導材の設置	導材の設置状況	作業施工時		使用材料及び船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影		
		杭の建込み	建込状況（位置出し、吊込み、建込み等）	作業施工時		作業状況が判明できるように撮影		
		杭の打込み	打込状況	打込状況		作業施工時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影	
			ハンマーの種類、型式等	適宜				
	打込記録中		測定時					
	品質管理	杭の規格、外観、形状寸法	観察、測定状況	対策を講じた時	不要	飛油対策、騒音防止対策等を行った場合 種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影		
			飛油、騒音防止対策	観察、測定時				
	出来形管理	出来形の確認	測定作業状況	施工中時及び打込完了時	代表箇所 各1枚			
14. コンクリート杭工								
1) コンクリート杭						3-1-13鋼杭工 2) 鋼杭を適用する。		
15. 防食工								
1) 電気防食	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機	取付時	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影		
		製品（陽極）	取付陽極	取付前		取付陽極の部分（1組）及び取付陽極全体 取付状況（水中写真） 測定用端子の設置状況		
		取付け（陽極）	取付状況	取付時				
		（電位測定装置）	設置状況	取付時				
		品質管理	形状寸法	測定状況		測定時	不要	
		出来形管理	出来形の確認（陽極）	取付完了状態		取付完了時	代表箇所 各1枚	潜水土船による確認検査状況
	（電位測定装置）		電位測定	測定時	電位差測定の状況			
（素地調整）	施工管理	使用機械	ブレーカ、プラスト等	施工時	不要	使用機械器具が判明できるように撮影		
		施工状況	作業状況	作業中施工時				
	出来形管理	完 成	完成全景	完成時	代表箇所 各1枚			
2) FRPモルタル被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機	取付時	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影		
		施工状況	モルタル注入	施工時				
		製品（FRP）	取付前、取付後					
		施工状況	設置状況	取付時			FRPライニング材の設置状況	
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	不要			
	出来形管理	出来形の確認（陽極）	取付完了状態	取付完了時	代表箇所 各1枚	潜水土船による確認検査状況 電位差測定の状況		
	（電位測定装置）	電位測定	測定時					

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
(素地調整)	施工管理	使用機械	ブレーカ、プラスト等	施工時	不要	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	施工状況	作業状況	作業中施工時		
(モルタル工)	施工管理	使用機械	ブレーカ、プラスト等	施工時	不要	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	
3) ペトログラム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機	取付時	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品 (FRP)		取付前、取付後		
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	不要	FRPライニング材の設置状況
	出来形管理	出来形の確認 (陽極)	取付完了状態	取付完了時	代表箇所 各1枚	
		(電位測定装置)	電位測定	測定時		電位差測定の状態
(素地調整)	施工管理	使用機械	ブレーカ、プラスト等	施工時	不要	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	完成	完成全景	完成時	代表箇所 各1枚	
(モルタル工)	施工管理	使用機械	ブレーカ、プラスト等	施工時	不要	使用機械器具が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	
4) コンクリート被覆	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
	出来形管理	被覆防食の作業状況	施工状況	施工時	代表箇所 各1枚	
5) 防食塗装	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	不要	完了の部分 (1箇所) 及び正面全体と延長方向を撮影 曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影
	出来形管理	塗装	施工状況	施工時、各層毎	代表箇所 各1枚	
16. 路床工						
1) 不陸整正	施工管理	路 床	施工状況	作業中施工時	不要	
17. コンクリート舗装工						
1) 下層路盤 2) 上層路盤	施工管理	路 盤	路盤材料均し、転圧、締固め	上層、下層作業中	不要	主要資材については〈品〉の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影 路盤の厚さが判明できるように撮影
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	不要	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度		
3) コンクリート舗装 4) 目地 5) 小口止め	施工管理	コンクリート舗装、目地	型枠据付時の路盤確認	作業施工時	不要	各作業が判明できるように撮影	
			型枠組立て、組外し コンクリート運搬及び打設				
	締固め及び表面仕上げ	スリップバー、タイバー、目地材及び鉄網の設置	養生				
		小口止め	施工状況	作業施工時		各作業が判明できるように撮影	
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	不要	主要資材については〈品〉の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影 2-7コンクリートの品質管理を適用する。	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗設厚さが判明できるように撮影	
18. アスファルト舗装工							
1) 下層路盤 2) 上層路盤							
3) 基層 4) 表層	施工管理	基層、表層	型枠組立て	作業施工時	不要	各作業が判明できるように撮影	
			タックコート、プライムコート散布				
	舗設、締固め						
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	不要	主要資材については〈品〉の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	舗設厚さが判明できるように撮影	
19. 植生工							
1) 張芝 2) 筋芝	施工管理	使用機械器具等	転圧機械、打固め器具等	搬入時	不要	使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影	
			施工状況	材料の管理		施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
				土の敷均し、肥料の散布状況		施工時	土の敷均し厚、肥料の散布状況が判明できるように撮影
			芝の張付け	施工時		剥離しやすい箇所の固定、ローラ等による鎮圧状況が判明できるように撮影	
	品質管理	使用材料	土、芝、肥料	搬入時	不要	芝、肥料の種類、土の性状等が判明できるように撮影	
	出来形管理	植生状況	施工前区域 完成区域	施工前、全体区域及び部分 施工完了後、全体区域及び部分	代表箇所 各1枚	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影	
3) 播種 4) 種子吹付	施工管理	使用機械器具等	整地、鎮圧、散布機械等	搬入時	不要	使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影	
			施工状況	材料の管理		施工時	材料の管理状況が判明できるように撮影
		種子の播き付け、土の敷均し等		施工時、工程毎		作業状況が判明できるように撮影	
	品質管理	使用材料	土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等	搬入時	不要	種子、肥料等材料の種類、品質が判明できるように撮影	
	出来形管理	植生状況	施工前区域 完成区域	施工前、全体区域及び部分 施工完了後、全体区域及び部分	代表箇所 各1部	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影 全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影	

3-4 基礎工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度		
1. 基礎盛砂工							
1) 盛砂 2) 盛砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	不要	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影	
			均し船舶機械	均し作業時			
	品質管理	材料の確認	その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	不要	
			材料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	試験時		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	全景については、位置が判明できる背景を入れる。 3-1-7洗掘防止工を適用する。		
2. 洗掘防止工							
3. 基礎捨石工							
1) 基礎捨石 2) 捨石本均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	不要	使用機械作業状況等が判明できるように撮影	
			陸上運搬	ストック、積み込み、運搬状況			運搬時
			捨石投入	投入状況			投入時、捨石規格毎及び作業船種毎
			捨石均し	均し状況			規格及び作業船毎
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	不要	公的機関が実施する場合は省略できる。 スタッフ、テープ等を同時撮影	
出来形管理	出来形の確認	産地・規格毎	搬入時	代表箇所 各1枚	測量状況	測量作業時	
4. 袋詰コンクリート工						2-11袋詰コンクリートを適用する。	
5. 基礎ブロック工							
1) 基礎ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	ヤード全景及び設備が判明出来るように撮影 使用する機械等の種類が判明できるように撮影	
			使用船舶機械等	クレーン等			作業施工時
			函台	製作函台			着工時
	品質管理	鉄筋型枠	組立てかぶり	組立完了時	不要	2-7コンクリートの品質管理を適用する。 3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。 函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）敷設状況の撮影 番号等を入れて撮影 個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） 積重ね段数が判明できるように撮影	
			組立完了	組立確認時			
出来形管理	コンクリート完成	形状寸法、外観	打設後	代表箇所 各1枚	完成時		
2) 基礎ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	据付作業状況	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影 据付作業が判明できるように撮影	
			据付作業	据付時			
出来形管理	出来形の確認	測定状況	目地測定時及び法線出入の測定時	代表箇所 各1枚	据付の全体が判明できるように撮影		
6. 水中コンクリート工						2-10水中コンクリートを適用する。	
7. 水中不分離性コンクリート工						2-12水中不分離性コンクリートを適用する。	

3-5 本体工（ケーソン式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
1. ケーソン製作工						
1) ケーソン製作用台船	施工管理	使用船舶機械等	フローティングドック、引船、起重機船、運搬船、クレーン運搬機械等	作業施工時	不要	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影
		ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景		ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
2) 底 面	施工管理	函 台	製作函台	着工時及び作業施工時	不要	函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）の敷設状況の撮影
3) マット	施工管理	摩擦増大用マット類の確認	補強材セット状況	作業中施工時、完了時	不要	作業状況が判明できるように撮影
			アスファルトコンクリート打設状況	アスファルトコンクリート打設時		
			搬入仮置	搬入仮置時		
			アンカー取付け、加工	取付加工時		
	運 搬	運搬時				
摩擦増大用マット敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時				
	出来形管理	摩擦増大用マット出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認	敷設完了時	代表箇所 各1枚	確認箇所が判る背景を入れる。
4) 支 保						2-9型枠及び支保工を適用する。
5) 足 場	施工管理	足 場	作業足場組立状況	組立時	不要	内足場及び外足場の組立状況を撮影 足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影
			昇り足場設置状況	同 上		
			壁継ぎ設置状況	同 上		
			足場スペースの確保状況	同 上		
			解体状況	解体時		
6) 鉄 筋	施工管理					2-8鉄筋工を適用する。
	出来形管理	鉄 筋	組立て	組立段階確認時	代表箇所 各1枚	組立完了状況が判明できるように撮影
			底 版			
			フーチング	組立段階確認時		
			外壁（側壁）	各層 組立段階確認時		
			隔 壁	各層 組立段階確認時		
			ハンチ部	上段 組立段階確認時		
			吊筋等	上段 組立段階確認時		
かぶり	各層 組立段階確認時					
						鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
7) 型 枠	施工管理					2-9型枠及び支保工を適用する。
	出来形管理	型 枠	組立て	組立段階確認時	代表箇所 各1枚	組立完了状況が判明できるように撮影
			底版			
			フーチング	組立段階確認時		
			外壁（側壁）	各層 組立段階確認時		
隔 壁	各層 組立段階確認時					
ハンチ部	上段 組立段階確認時					
8) コンクリート	施工管理					2-4運搬打設工を適用する。
	品質管理					2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観	打設後、各層	代表箇所 各1枚	打設完了状況が判明できるように撮影
完 成		完成品全景	完成時、各函毎	ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影		

3-5 本土工（ケーソン式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明	
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度		
2. ケーソン進水据付工							
1) バラスト	施工管理	バラスト投入	バラスト材投入状況	投入時	不要	バラスト投入方法及び材料が判明できるように撮影	
2) 止水板	施工管理	止水板	止水板の設置状況	進水時	不要	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影	
3) 上 蓋	施工管理	蓋(ネットを含む。)	蓋の設置状況	進水時	不要	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影	
4) 進 水	施工管理	進 水	進水方法	進水時	不要	斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方法が判明できるように撮影 設備（吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。）が判明できるように撮影 漏水がある場合は漏水状況及び処置状況を撮影 計画吃水であることが確認できるように撮影	
			進水設備	進水時			
			進水状況	進水時			
		浮上	浮上又は吊上げ完了状況	進水（吊上げ）完了時			
5) 仮 置	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等設置状況	設置時	不要	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影 沈設作業（注水を含む。）が判明できるように撮影 係留作業（係留アンカーを含む。）が判明できるように撮影	
			仮置作業	沈設状況			仮置時
			仮置作業	係留状況			仮置時
	出来形管理 (沈設の場合) (係留の場合)	仮置完了	沈設完了状況	完了時、各函毎	代表箇所 各1枚	沈設仮置完了状態が判明できるように撮影 係留完了状態（係留ロープを含む。）が判明できるように撮影	
6) 回航・えい航	施工管理	蓋の設置状況	完了状況	完了時、各函毎	不要	形象物等が判明できるように撮影 えい航・回航用ロープの取付位置及び状況について撮影 えい航・回航の姿勢が判明できるように撮影 途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影	
		使用船舶	引船全景	えい航開始時			
		えい航・回航用ロープ	取付状況及び、吊具取付状況	えい航開始時			
		えい航・回航	えい航・回航姿勢	えい航・回航時			
		寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時及び避難時、各函毎			
	出来形管理	えい航・回航完了	完了（目的地着）状況	えい航・回航完了時	代表箇所 各1枚	えい航・回航が完了したことが判明できるように撮影（付近の背景を同時撮影）	
7) 据 付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等配置状況	作業施工時	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影 据付作業が判明できるように撮影 配筋が非対象の場合に適用する。	
			据付作業	据付作業状況			据付時、各函毎
			据付位置	前面又は背面の確認			据付時、各函毎
	出来形管理	出来形の確認	据付完了状況	完了時	代表箇所 各1枚	据付完了が判明できるように撮影 代表的な部分を撮影 完成法線が判明できるように撮影（延長方向へ撮影）	
		据付目地	据付完了状況	完了時			
据付法線の出入	据付完了状況	据付完了状況	完了時				
3. 中詰工							
4. 蓋コンクリート工							
5. 蓋ブロック工							

3-6 本体工（ブロック式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
1. 本体ブロック製作工						
1) 底 面	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	作業施工時		
		函 台	製作函台	着工時		
2) 足 場	施工管理	足場	組立 解体	組立時 解体時	不要	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
3) 鉄 筋	施工管理				不要	2-8鉄筋工を適用する。
	出来形管理	鉄 筋	組立て	組立完了時	代表箇所 各1枚	組立完了状況が判明できるように撮影
			底 盤	組立完了時		
			フーチング	組立完了時		
			壁	組立完了時		
			ハンチ部	組立完了時		
吊筋等	組立完了時					
		かぶり	組立完了時			鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
4) 型 枠	施工管理				不要	2-9型枠及び支保工を適用する。
	出来形管理	型 枠	組立完了	組立確認時	代表箇所 各1枚	組立完了状況が判明できるように撮影
5) コンクリート	施工管理				不要	2-4運搬打設工を適用する。
	品質管理				不要	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	コンクリート 完 成	形状寸法、外観	打設後	代表箇所 各1枚	番号等を入れて撮影
完成品			完成時			
		仮置状況	仮置時			積重ね段数が判明できるように撮影
2. 本体ブロック据付工						
1) 本体ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業施工時	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	目地測定時及び法線出入の測定時	代表箇所 各1枚	据付の全体が判明できるように撮影
3. 中詰工						
4. 蓋コンクリート工						
5. 蓋ブロック工						

3-7 本体工（場所打式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
1. 場所打コンクリート工						
1) 足 場	施工管理	足場	組立 解体	組立時 解体時		3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
2) 鉄 筋	施工管理	鉄 筋	鉄筋の仮置、溶接、組 立作業	作業施工時	不要	
	出来形管理	出来形の確認	組立て、結束及び溶接	組立時		
3) 型 枠	施工管理	型 枠	型枠の構造	作業施工時	不要	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	目地材等の取付状況	作業施工時		
4) 伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	測定時	代表箇所 各1枚	測定作業が判明できるように撮影
5) コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンク リートミキサー船回 航、仮設道路、登坂路 等	着手前後作業中及び跡片付 後	不要	
			コンクリートミキサー 船回航	回航開始時、終了時及び作 業施工時		使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後及び撤 去時		路線状況が判明できるように撮影
			打継ぎ処理 コンクリート	処理作業 仕上状況	作業施工時 表面仕上時 穴埋時	
	その他	灯台基礎、電柱穴、階 段等	作業施工時			
	品質管理				不要	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	測定作業が判明できるように撮影
6) 補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード	着工時全景	不要	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
2. 水中コンクリート工						
3. プレバックドコンクリート工						
4. 水中不分離性コンクリート工						

3-8 本土工（捨石・捨ブロック式）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
1. 洗掘防止工						3-1-7 洗掘防止工を適用する。
2. 本体捨石工						
1) 本体捨石 2) 本体捨石均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	不要	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
		陸上運搬	ストック、積み込み、運搬状況	運搬時		
		捨石投入	投入状況	投入時、捨石規格毎及び作業船種毎		
		捨石均し	均し状況	規格及び作業船毎		
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	不要	公的機関が実施する場合は省略できる。 スタッフ、テープ等を同時撮影
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時		
出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時	代表箇所 各1枚		
3. 捨ブロック工						
1) 捨ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等 函 台	クレーン等 製作函台	作業施工時 着工時		
	品質管理				不要	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	代表箇所 各1枚	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。 番号等を入れて撮影 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） 積重ね段数が判明できるように撮影
		型 枠	組立完了	組立確認時		
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後		
完 成		完成品	完成時			
2) 捨ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業施工時	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影 据付作業が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	据付の全体が判明できるように撮影	
4. 場所打コンクリート工						
1) 基礎砕石	品質管理	材料の確認	材 料	現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	不要	
			品質試験状況	試験時		
2) 型 枠	施工管理	型 枠	型枠の構造	作業施工時	不要	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
			目地材等の取付状況	作業施工時		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	測定作業が判明できるように撮影	
3) 伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	作業施工時	不要	

3-8 本体工（捨石・捨ブロック式）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
4) コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後作業中及び跡片付後	不要	
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時及び作業時		
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後及び撤去時		
		打継ぎ処理	処理作業	作業施工時		
		コンクリート	仕上状況	表面仕上時		
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等	穴埋時		
	品質管理					
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	測定作業が判明できるように撮影	

3-9 本体工（鋼矢板式）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. 鋼矢板工						3-1-11鋼矢板工を適用する。
2. 控工						3-1-12控工を適用する。

3-10 本体工（コンクリート矢板式）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. コンクリート矢板工						
1) コンクリート矢板						3-1-11 鋼矢板工 2) 鋼矢板を適用する。
2. 控工						3-1-12 控工を適用する。

3-11 本体工（鋼杭式）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. 鋼杭工						3-1-13鋼矢板工を適用する。

3-12 本体工（コンクリート杭式）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. コンクリート杭工						
1) コンクリート杭						3-1-13 鋼杭工を適用する。

3-13 被覆・根固工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明		
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度			
1. 被覆石工								
1) 被覆石						3-4-3 基礎捨石工 1)基礎捨石を適用する。		
2) 被覆石均し						3-4-3 基礎捨石工 2)捨石本均し、3)捨石荒均しを適用する。		
2. 袋詰コンクリート工						2-11袋詰コンクリートを適用する。		
3. 被覆ブロック工								
1) 被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。		
		使用船舶機械等	クレーン等	作業施工時				
		函台	製作函台	着工時				
	品質管理	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時		代表箇所 各1枚	2-7コンクリートの品質管理を適用する。 3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型枠	組立完了	組立確認時				
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後				
完成	完成品	完成時			番号等を入れて撮影 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） 積重ね段数が判明できるように撮影			
仮置状況	仮置時							
2) 被覆ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業施工時	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影 据付作業が判明できるように撮影 据付の全体が判明できるように撮影		
		据付作業	据付作業状況	据付時				
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚			
4. 根固ブロック工								
1) 根固ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。		
		使用船舶機械等	クレーン等	作業施工時				
		函台	製作函台	着工時				
	品質管理	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時		代表箇所 各1枚	2-7コンクリートの品質管理を適用する。 3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		型枠	組立完了	組立確認時				
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後				
完成	完成品	完成時			番号等を入れて撮影 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） 積重ね段数が判明できるように撮影			
仮置状況	仮置時							
2) 根固ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業施工時	不要	3-13-3 被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。		
		据付作業	据付作業状況	据付時				
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚			
5. 水中コンクリート工						2-10水中コンクリートを適用する。		
6. 水中不分離性コンクリート工						2-12水中不分離性コンクリートを適用する。		
7. サンドマスチック工								
1) サンドマスチック	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業施工時	不要			
		施工状況	作業状況	作業中施工時				
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	不要				
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚			

3-14 上部工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. 上部コンクリート工						
1) 支保						2-9型枠・支保及び足場工を適用する。
2) 足場	施工管理	足場	組立 解体	組立時 解体時		3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
3) 鉄筋	施工管理	鉄筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業 組立て、結束及び溶接	作業施工時 組立時	不要	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	測定作業が判明できるように撮影
4) 型枠	施工管理	型枠	型枠の構造 目地材等の取付状況	作業施工時 作業施工時	不要	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	測定作業が判明できるように撮影
5) 伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況	作業施工時	不要	
6) コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着手前後施工時作業中及び跡片付後	不要	
			コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時及び作業施工時		使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
			仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後及び撤去時		路線状況が判明できるように撮影
			打継ぎ処理	処理作業	作業施工時	
	出来形管理	コンクリート	仕上状況	表面仕上時 穴埋時		天端均し仕上状況を撮影
			その他	灯台基礎、電柱穴、階段等	作業施工時	
	品質管理				不要	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	測定作業が判明できるように撮影	
7) 補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード	着工時全景	不要	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
2. 上部ブロック工						
1) 上部ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	作業施工時		
		函台	製作函台	着工時		
	品質管理				不要	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	代表箇所 各1枚	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
型枠		組立完了	組立確認時			
コンクリート		形状寸法、外観	打設後			
完成		完成品	完成時			
2) 上部ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業施工時	不要	3-13-3 被覆ブロック工 2) 被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
		据付作業	据付作業状況	据付時		
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚		

3-16 消波工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. 洗掘防止工						3-1-7 洗掘防止工を適用する。
2. 消波ブロック工						
1) 消波ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-13-3 被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	作業施工時		
		函台	製作函台	着工時		
	品質管理				不要	2-7コンクリートの品質管理を適用する。
	出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	代表箇所 各1枚	3-13-3 被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。
		型枠	組立完了	組立確認時		
		コンクリート	形状寸法、外観	打設後		
完成		完成品	完成時			
		仮置状況	仮置時			
2) 消波ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業施工時	不要	3-13-3 被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
	据付作業	据付作業状況	据付時			
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚		

3-17 裏込・裏埋工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. 裏込工						
1) 目地板	施工管理	目地板の確認	搬入	搬入時	不要	
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時		
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	不要	
	目地板の形状寸法	測定状況	測定時			
出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時	代表箇所 各1枚		
2) 裏込材 3) 瀬取り 4) 裏込均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等	仮設道路、ストックヤード使用前後	不要	作業機械及び作業状況等が判明できるように撮影
		陸上運搬	ストック、積み込み、運搬状況	運搬時		
		瀬取り	瀬取り状況	作業施工時		
		裏込材投入	投入状況	投入時、捨石規格毎及び作業船種毎		
		裏込均し	均し状況	規格及び作業船毎		
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	不要	公的機関が実施する場合は省略できる。
	材料の確認	産地・規格毎	搬入時			スタッフ、テープ等を同時撮影
出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時	代表箇所 各1枚		

3-17 裏込・裏埋工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
5) 吸い出し防止材	施工管理	吸い出し防止材の確認	搬入	搬入時	不要	
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時		
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	不要	
		吸い出し防止材の形状寸法	測定状況	測定時		
出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態	敷設完了時	代表箇所 各1枚		
2. 裏埋工						
1) 裏埋材	施工管理	使用船舶機械 施工状況一般	主要船舶機械	作業時、船舶機械毎	不要	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
			埋立材の採取状況	採取作業時		
			埋立材運搬の状況	運搬作業時		
			埋立材整地状況	整地作業時		
			余水吐の設置及び撤去 公害防止対策	設置作業時及び撤去時 防止処置作業時		
品質管理	材料の品質管理状況	〈特〉に定められた品質管理の作業状況	品質管理作業時、品質管理内容毎	不要	撮影項目は〈品〉1.土及び2.石材等による。	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚		
3. 裏埋土工						
1) 土砂掘削	施工管理	使用機械	主要機械	作業施工時、機械毎	不要	使用機械の種類が判明できるように撮影 各作業状況が判明出来るように撮影
		仮置場及び土砂処分場	仮置場及び土砂処分状況	作業施工時、機械毎		
		掘削・切土	掘削、切土、穿孔及び発破状況	作業施工時、機械毎		
		運 搬	土砂の搬入、搬出状況			
		埋戻し及び裏込め	材料の投入及び均し状況			
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	代表箇所 各1枚		
2) 土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械	作業施工時、機械毎	不要	使用機械の種類が判明できるように撮影 各作業状況が判明出来るように撮影
		仮置場及び土砂処分場	仮置場及び土砂処分状況	作業施工時、機械毎		
		運 搬	土砂の搬入、搬出状況			
		盛 土	盛土及び各層の転圧状況			
	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況	試験及び搬入時	不要	主要材料並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は〈品〉1.土及び2.石材等による。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	代表箇所 各1枚	盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影	

3-18 陸上地盤改良工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
1. 圧密・排水工						3-1-4 圧密・排水工を適用する。
2. 締固工						3-1-5 締固工を適用する。
3. 固化工						3-1-6 固化工を適用する。

3-19 土 工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注 意 事 項 及 び 説 明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
1. 掘削工						
1) 土砂掘削						3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削 を適用する。
2. 盛土工						
1) 土砂盛土						3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土 を適用する。
3. 路床盛土工						
1) 路床盛土	施工管理	使用機械	主要機械	作業施工時、機械毎	不要	使用機械の種類が判明できるように撮影 各作業状況が判明出来るように撮影
		運 搬	土砂の搬入状況	作業施工時、機械毎		
	路床盛土	路床盛土及び各層の転圧状況				
	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況	試験及び搬入時	不要	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	代表箇所 各1枚	路床盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影	
4. 排水処理工						
1) 排水処理	施工管理	使用機械	主要機械	作業施工時、機械毎	不要	使用機械の種類が判明できるように撮影
	出来形管理	排 水	排水処理状況	作業施工時、機械毎		作業状況が判明出来るように撮影
		完 了	完了全景	完了時	代表箇所 各1枚	
5. 伐開工						
1) 伐 開	施工管理	使用機械	主要機械	作業施工時、機械毎	不要	使用機械の種類が判明できるように撮影 各作業状況が判明出来るように撮影
		伐 開	伐開、除根状況	作業施工時、機械毎		
	運 搬	切株等の搬出状況				
出来形管理	完 了	完了全景	完了時	代表箇所 各1枚		
6. 法面工						
1) 法 面	施工管理	使用機械	主要機械	作業施工時、機械毎	不要	使用機械の種類が判明できるように撮影 各作業状況が判明出来るように撮影
		法 面	切取り状況	作業施工時、機械毎		
		運 搬	土砂の搬出状況			
	植 生					3-1-19 植生工を適用する。
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時、作業毎	代表箇所 各1枚		

3-22 船揚場工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. 床掘工						
1) ボンプ床掘 2) グラブ床掘 3) 硬土盤床掘 4) 砕岩床掘 5) バックホウ床掘						3-3-1 床掘工を適用する。
2. 床堀土工						
1) 土砂掘削 2) 土砂盛土						3-2土捨工 を適用する。
3. 基礎捨石工						
1) 基礎捨石 2) 捨石本均し 3) 捨石荒均し						3-4-3 基礎捨石工を適用する。
4. 裏込工						
1) 裏込材 2) 裏込均し 3) 吸い出し防止材						3-17-1 裏込工を適用する。
5. 被覆石工						
1) 被覆石 2) 被覆石均し						3-13-1 被覆石工を適用する。
6. 裏埋工						
1) 裏埋材						3-17-2 裏埋工を適用する。
7. 裏埋土工						
1) 土砂掘削 2) 土砂盛土						3-17-3 裏埋工を適用する。
8. 基礎栗石工						
1) 基礎栗石均し	施工管理	基礎栗石投入 基礎栗石均し	基礎栗石投入、均し、 締固め	作業施工時	不要	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	不要	主要資材については〈品〉の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1部	基礎栗石の厚さが判明できるように撮影
9. 先端止壁ブロック工、張ブロック工						
1) ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-6-1 本体ブロック製作工の関連事項を適用する。
2) ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、クレーン等	作業施工時	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		据付作業	据付作業状況	据付時		据付作業が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1部	据付の全体が判明できるように撮影
10. 中間止壁工						
1) 止壁コンクリート						3-14-1 上部コンクリート工の関連事項を適用する。

3-22 船揚場工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
11. コンクリート 舗装工						3-1-17 コンクリート舗装工の関連事項を適用する。
1) 路盤 2) コンクリート 舗装						
12. 滑り材取付工						
1) 滑り材	施工管理	取 付	取付状況	取付時	不要	取付状況が判明できるように撮影
	品質管理	搬入数量の確認	滑り材	搬入時	不要	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
	出来形管理	出来形の確認	取付完了状態	取付完了時	代表箇所 各1枚	取付完了状態が判明できるように撮影

3-23 魚礁工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
1. 単体魚礁製作工						
1) 単体魚礁製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用船舶機械等	クレーン等	作業施工時		
		函 台	製作函台	着工時		
		鉄筋				
		型枠				
	品質管理	足場				2-8鉄筋工を適用する。
		コンクリート				2-9型枠・支保及び足場工を適用する。
						2-9型枠・支保及び足場工を適用する。
						2-4運搬打設工を適用する。
						2-7コンクリートの品質管理を適用する。
出来形管理	鉄 筋	組立てかぶり	組立完了時	代表箇所 各1枚	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。	
	型 枠	組立完了	組立確認時			
	コンクリート	形状寸法、外観	打設後			
	完 成	完成品	完成時			
		仮置状況	仮置時		番号等を入れて撮影 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数 確認必要枚数撮影） 積重ね段数が判明できるように撮影	
2. 組立魚礁組立工						
1) コンクリート 部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用機械等	クレーン等	作業施工時		
		足場				
		組立部材	運搬状況	作業施工時		
			保管状況	搬入後		
		組立状況	組立時			
	品質管理	組立部材の外観、形 状寸法、質量	観察、測定状況	観察、測定時	不要	組立部分及び全景組立状況を撮影 部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影

3-23 魚礁工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1) コンクリート部材組立	出来形管理	ボルト等	取付外観	観察時	代表箇所 各1枚	個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
		完成	完成品	完成時		
			仮置状況	仮置時		
2) 鋼製部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用機械等	クレーン等	作業施工時		
		足場				
		組立部材	運搬状況	作業施工時		
			保管状況	搬入後		
			組立状況	組立時		
	品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定状況	観察、測定時	不要	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影
	出来形管理	溶接の外観	溶接外観	観察時	代表箇所 各1枚	テープ、ゲージ等を同時撮影
		のど厚、脚長、溶接長等	計上寸法	測定時		
		溶接部試験	非破壊試験の状況	試験時		
		完成	完成品	完成時		
			仮置状況	仮置時		
3) 化学系 (FRP)部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	不要	3-5-1 ケーソン製作工の関連事項を適用する。
		使用機械等	クレーン等	作業施工時		
		足場				
		組立部材	運搬状況	作業施工時		
			保管状況	搬入後		
			組立状況	組立時		
	品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定状況	観察、測定時	不要	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影
	出来形管理	接続帯等	取付外観	観察時	代表箇所 各1枚	個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
		完成	完成品	完成時		
			仮置状況	仮置時		
	4) 重錘コンクリート製作					3-6-1 本体ブロック製作工の関連事項を適用する。
	3. 魚礁沈設工					
1) 魚礁沈設	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業施工時	不要	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		沈設作業	沈設作業状況	沈設時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	沈設作業が判明できるように撮影

3-24 着定基質工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
1. 着定基質製作工						
1) 着定基質製作	施工管理					3-16-2 消波工ブロック工（魚礁タイプは3-23 1.単体魚礁製作工）を適用する。
	品質管理					
	出来形管理					
2. 着定基質組立工						
1) 着定基質組立	施工管理					3-23 2. 組立魚礁組立工を適用する。
	品質管理					
	出来形管理					
3. 着定基質設置工						
1) 着定基質設置	施工管理					3-23 3. 魚礁沈設工を適用する。
	品質管理					
	出来形管理					
4. 石材投入工						
1) 石材投入	施工管理	準備	ストックヤード等	ストックヤード使用前後	不要	
		石材投入	投入状況	投入時、石材規格毎及び作業船種毎		
		石材均し	均し状況	規格及び作業船毎		
	品質管理	材料試験	試験状況	試験時	不要	公的機関が実施する場合は省略できる。 スタッフ、テープ等を同時撮影
		材料の確認	産地・規格毎	搬入時		
	出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時	代表箇所 各1枚	

3-25 構造物撤去工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	提 出 頻 度	
1. 取壊し工						
1) コンクリート取壊し	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	不要	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	作業中施工時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	
		完 成	完成全景	完成時		

3-25 構造物撤去工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
2. 撤去工						
1) 水中コンクリート撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等	施工時	不要	使用機械器具が判明できるように撮影
2) 鋼矢板等切断撤去		施工状況	作業状況	作業中施工時		
3) 腹起・タイ材撤去						
4) 舗装版撤去	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	
5) 石材撤去						
6) ケーソン撤去						
7) ブロック撤去						
8) 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去		完成	完成全景	完成時		

3-26 仮設工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. 仮設鋼矢板工						
1) 仮設鋼矢板・H形鋼杭						3-1-11 鋼矢板工 2) 鋼矢板を適用する。
2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工						
1) 先行掘削						3-1-13 鋼杭工 1) 先行掘削を適用する。
2) 仮設鋼管杭・鋼管矢板						3-1-13 鋼杭工 2) 鋼杭を適用する。
3. 仮設道路工						
1) 仮設道路						3-20舗装工の関連事項適用する。

3-27 雑工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明	
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度		
1. 現場鋼材溶接工							
1) 現場鋼材溶接	施工管理	開先の加工	加工状況	作業中施工時	不要	使用機械器具が判明できるように撮影	
2) 被覆溶接(水中)		溶接	作業状況	作業中施工時			
		水中溶接	作業状況	作業中施工時			
3) スタッド溶接(水中)	品質管理	溶接棒、溶接ワイヤ	〈特〉の品質であることの表示	使用前	不要	包装の表示が判明できるように撮影	
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況	測定時	代表箇所 各1枚		
			形状寸法	測定時			
		試験	試料の採取状況	採取前及び採取時			ゲージを同時撮影
			強度試験の状況	試験時			
			非破壊試験の状況				
			カラーチェックの結果				

3-27 雑工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
2. 現場鋼材切断工						
1) 現場鋼材切断	施工管理	切断	作業状況	作業中施工時	不要	使用機械器具が判明できるように撮影
		水中切断	作業状況	作業中施工時		
	品質管理	酸素ガス及び溶解アセチレン	〈特〉の品質であることの表示	使用前	不要	ポンベの表示等が判明できるように撮影
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況 形状寸法	測定時 測定時	代表箇所 各1枚	ゲージを同時撮影
3. その他雑工						
1) 清掃	施工管理	使用機械	ブレーカ、プラスト等	施工時	不要	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	作業中施工時		
	出来形管理	施工前区域	施工前	施工前	代表箇所 各1枚	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
完成		完成全景	完成時		全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影	
2) 削孔	施工管理	使用機械	カッター、ブレーカ等	施工時	不要	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	作業中施工時		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	
完成		完成全景	完成時			

3-28 浚渫工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. ポンプ浚渫工						
1) ポンプ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場	現地搬入前または現地搬入時	不要	全景及び数量が判明できるように撮影。
			位置測量	浚渫位置測量状況		測量時
		施工状況	浚渫状況	浚渫作業時、作業船毎		浚渫位置が判明できる背景を入れる。
		中継船設置、撤去	設置撤去の作業時			
		障害物除去	障害物積込状況	積込時		
	運搬船に積込まれた状態		積込完了時、運搬毎適宜		運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測量作業時	代表箇所 各1枚	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
2) 排砂管設備						3-1-1排砂管設備工を適用する。

3-29 埋立工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
6. 揚土埋立工						
1) バージアンローダ-揚土						3-1-3 揚土土捨工 1)バ-ジアンローダ-揚土を適用する。
2) 空気圧送揚土						3-1-3 揚土土捨工 2)空気圧送揚土を適用する。
3) リクレーマ揚土						3-1-3 揚土土捨工 3)リクレーマ揚土を適用する。
4) バックホウ揚土						3-1-3 揚土土捨工 4)バックホウ揚土を適用する。
7. 埋立土工						
1) 土砂掘削						3-17-3裏埋土工 1)土砂掘削 を適用する。
2) 土砂盛土						3-17-3裏埋土工 2)土砂盛土 を適用する。

3-30 道路舗装工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. 路床工						3-1-16 路床工を適用する。
2. コンクリート舗装工						3-1-17 コンクリート舗装工を適用する。
3. アスファルト舗装工						3-1-18 アスファルト舗装工を適用する。
4. 道路付属工						
1) 縁石	施工管理	縁石	据付、目地材の設置	作業施工時	不要	主要資材については〈品〉19.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	不要	
2) 区画線及び道路標示	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	測定作業が判明できるように撮影
	施工管理	区画線、道路標示	舗装状況	作業施工時	不要	
品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	不要	主要資材については〈品〉19.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	測定作業が判明できるように撮影
3) 道路標識	施工管理	道路標識	基礎幅、深さ、標識設置状況	作業施工時	不要	主要資材については〈品〉19.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影
	品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	不要	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	測定作業が判明できるように撮影	
	4) 防護柵	施工管理	防護柵	設置穴の状況、防護柵設置状況	作業施工時	不要
品質管理	材料の確認	試験及び検査	試験及び検査時	不要	主要資材については〈品〉19.その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影	
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	代表箇所 各1枚	測定作業が判明できるように撮影	

3-31 緑地工

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準			注意事項及び説明
			撮影箇所	撮影時期	提出頻度	
1. 植生工						3-1-19植生工を適用する。

別紙 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）

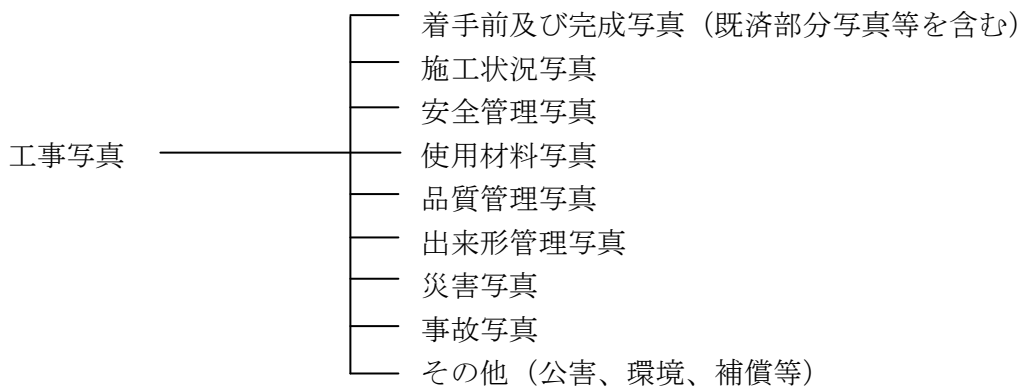
1. 総 則

1-1 ~~（適用範囲）~~

~~1-1~~ この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真 ~~（電子媒体によるものを含む）~~ による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

1-2 ~~（工事写真の分類）~~

~~1-2~~ 工事写真は次のように分類する。



2. 撮影

~~(1)~~ 2-1 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙は写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

~~(2)~~ 2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

~~なお~~ 小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工

「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。

2-4 ~~（写真の省略）~~

~~4-4~~ 工事写真は次の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、

撮影を省略するものとする。

- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略することができるものとする。

2-5 撮影の仕様

~~写真の編集等~~(写真の色彩)や大きさは以下のとおりとする。

- ~~5.~~(1) 写真はカラーとする。

~~(写真の大きさ)~~

- ~~6.~~(2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

~~(1)~~・着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。

~~(2)~~・監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

~~(工事写真帳の大きさ)~~

~~7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。~~

~~工事写真帳とは、整理条件で写真管理されたものをいい、原本とは撮影頻度で写真整理されたものをいう。~~

~~(工事写真の提出部数及び形式)~~

~~8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。~~

~~(1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。~~

~~(2) 原本としては、ネガ(APSの場合はカートリッジフィルム)または電子媒体とする。~~

~~(3) 請負者は、原本を適切な管理のもとに保管し、発注者の請求に対して直ちに提出しなければならない。~~

~~(工事写真の整理方法)~~

~~9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。~~

~~(1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。APSのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。~~

~~(2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の整理条件に示すものを標準とする。~~

~~なお、整理条件とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。~~

~~(3) 電子媒体での提出で、監督職員の承諾があれば工事写真帳の提出を省略できる。~~

~~(電子媒体に記録する工事写真)~~

~~10. 電子媒体に記録する工事写真については、「電子納品運用ガイドライン(簡易版)【業務編・工事編】」によるものとする。この場合工事写真帳の提出は不要とする。~~

2-6 (留意事項等)

~~1-1. 別紙写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。~~

(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等(撮影位置図、平面図、

凡例図、構造図など) を工事写真帳に添付する。

- (5) 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

(1) 撮影写真の原本

撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。

(2) 工事写真帳

工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。

4. ~~その他~~

~~1.2.~~ 写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での使用が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 整理条件の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。